

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 延 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月19日 午前10時00分		
	延 会	3月19日 午後4時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 嶺 英 恭	建 設 課 長	金 城 正 明
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	与那嶺 敏 秋			

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成24年3月19日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「一般質問」を行います。

順次発言を許します。8番 與那嶺好和議員の発言を許します。8番 與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 一般質問を行います。

質問事項について、1. あいあいファームの事業計画・進捗状況について。1. なぜもくもくファームが入ってきたのか。2. 大豆を使った食品加工の雇用対策をとっていたが、大豆を植えつけはどうか、お伺いします。

2点目に、各小学校の運動場のナイター設備について、お伺いします。

村内各小学校の運動場にナイター設備をする考えがあるかないか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えします。旧湧川小中学校跡を利用している農業生産法人あいあいファームと、三重県の農事組合法人伊賀の里モクモク手作りファームは、事業計画が同じ目的であり、技術提携をしております。

もともと事業間での交流があり、知名度、販売力が強力であるので、今帰仁村で生産加工したものを、モクモクファームで販売してもらうことがメリットであります。平成23年度にあいあいファームは一部校舎で加工施設の改築工事をすませ加工品の製造を行っております。

今後は、レストラン・宿泊施設等の改築整備を行い運営していく予定です。

2の質問にお答えいたします。沖縄県雇用再生事業の支援を受けて実施しております「今帰仁村産の大豆を中心とする野菜の生産、加工、販売事業」の大豆の生産については、昨年8月17日に、沖縄県雇用対策課の職員の現場視察のとき、収穫後の大豆を本村担当者も確認をしております。その後、植えつけた大豆が今年2月に収穫されております。当該業者から、収穫量は150キロとの報告を受けております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 御質問にお答えいたします。学校教育の立場から小学校の授業や学校行事のために、運動場に照明施設を設置する考えはございません。以前に村営グラウンド(今帰仁小学校)そこに照明施設を設置してありましたが、老朽化のために撤去しました。撤去後も地域から健康づくりの場として設置要望もありましたが、健康づくりの拠点施設は総合運動公園と位置づけ、運動公園の利活用を推進しているところであります。

現在、放課後の運動場の利用については、3小学校で少年野球チームが利用しております。低学年から高学年までの児童が大きな声を出して、真剣に練習に取り組んでいる姿は青少年健全育成の観点から大変素晴らしいことだと認識しております。照明施設がなく日没後の練習に支障をきたしているとの声もありますが、日没までの練習が基本であり、6:30運動が今も帰宅基準として指導の根幹をなしており、関係者の御理解と御指導をお願いいたします。

ところで、一般の大人がスポーツをすすめるために、学校に照明施設を設置することは可能であります。スポーツ基本法が平成23年に改正され、学校施設の積極的活用が促されております。この精神を受けて、

本村でも一般成人の健康保持増進を推進する立場から、各小学校に夜間照明施設の設置を検討している最中であります。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 まず最初に、あいあいファームとの提携があるとおっしゃっていますけれども、村長これたいがい何年度からですか。

それとあいあいファームと、もくもくファームは、村長が本土研修に行っていますよね、もくもくに。その後ではないですか。私は確かにそうと思いますけれども。

そして大豆、これ3回失敗して、4回目で150キロ、緊急雇用対策事業計画で1,000万円以上のお金を出して、たったの3回、4回目で150キロ、そして高価なコンバイン、1,000万円もする機械をたったの150キロを刈りるために、買っているわけです。これも緊急雇用対策で買ったのか。それとも自社で買ったのか、これはわからないですけれども、これも答弁を求めます。

そして2点目のと各小学校の運動場のナイター設備の件ですが、拠点は運動公園であろうが、地域から声があれば、教育立村と言いながら、スポーツもひとつの教育なんですよ。子供を教えるための。そうじゃないですか、教育長。そのための地域から声が上がっているんですよ、議員にも。やってくれと。これ膨大な金を使うわけでもないし、これから今年で一括交付金もおりますよね。3億円。これからも使えるのではないですか、このこういうお金に。住民からの声で私らは一般質問をしているわけです。自分の考えでやっているのではないのです。声を大にしてやるのが議員であって、地域からの声もあるでしょう。今は省エネ時代ですから、また車に乗ってわざわざ向こうに行くより、各小学校の地域のそばに運動場があれば、ナイター設備ができるのです。歩いて行って。そのために必要だと言っているわけです。それから考えたら、総合運動公園でやるのもいいですけれども、やはり各地域からこういう声が上がれば、ちょっと耳を傾けてもいいのではないかと思いますけれども、それについて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

もくもくファームについては、12年ぐらい前ですか、今帰仁村の議会、商工会はじめ、連携をして今帰仁村にそういうファームをつくりたいということで、これまでいろいろやってきたわけでありましたが、なかなか受け入れ体制ができなかったという中で、今回あいあいファームと、もくもくファームが連携ということは、これは私は今帰仁村にとって、特に農業振興を初め特産品の開発販売については全国展開できると思っておりますので、非常にいいことなのかとこのように考えております。

それから大豆の件でございますが、去年も収穫をしております。そして今年も先ほど申し上げましたように2月に収穫をして150キロということですが、これは大豆だけではなくて、その他の作物も含めての施策でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それからコンバインにつきましては、これは自己資金だと聞いております。

それから、先ほど教育長からの答弁のありました各村内の小学校運動場のナイター設備の件でございますが、教育委員会としての県的な考え方は先ほど教育長からあったとおりにだと思っております。ただ、村長といたしましては、昨年の平成23年の8月24日付で施行されましたスポーツ基本法の中で、スポーツ振

興法から、スポーツ基本法にかわりまして、その中で、体育指導員をスポーツ推進員に名称をかえました。その基本法の中の条文第3章第1節、スポーツの推進のための基本的条件整備等の学校施設の利用の第13条で、学校のスポーツ施設を、一般のスポーツのための利用に寄与するよう努めなければならない。そしてその利用上の利便性の向上を図るため、学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないというふうに改正をされております。それをかんがみまして、安全管理面を考慮し、また財政面は一括交付金を活用しつつ、各学校区、地区の皆さんのニーズといいますか。御意見を聞いて、各学校の照明施設を設置をしていきたいと要望があるところから、設置をしていきたいとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 私が聞きたいのはですね、村長。あいあいファームの事業計画の中に、この計画の中にひとつももくもくファームは入っていないのです。それを当局はオーケーしたのでしょうか。最初の事業計画は。何で途中から、もくもくファームが入って、1,000万円も投資するのですか。事業が似ているからということで。どういうことですかね、これ詐欺ですよ。詐欺。この計画。返還問題ですよ、これ。そうじゃないですか。私たちだけでできないからといって、ほかのチームも入ってくださいと言って、事業計画になっていないのではないですか、これ。そうじゃないですか。そうすると大豆でも同じ、野菜でも同じ。ミカンとかスイカとか、あれは今帰仁村のブランドとして提携やっている農家はありますけれども、今帰仁村がつくったのを、県内で売る。そして県外に出す。これは経営上のあれでしょう、基本でしょう。セールスマンの、営業マンの。あれももくもくファームが入ってくれば、もくもくファームの品物もこっちに来るんですよ、沖縄に。ハムとかいろんなものが。

今、今帰仁村でやっている個人的に営業している連中が全部つぶれます。そしたら。それを考えたことはありますか。

村長が言ったからもくもくファームは入ってきたんでしょう、こっちに。吉田専務とは何回もありましたよ。村長がかけあってやったのではないですかこれは。私はそう思いますけれども、村長が言ったからもくもくファームはこっちは入ってきたんじゃないですか。この事業計画もできなければ白紙に戻してくださいよ。これはあいあいファームが出した計画書でしょう。もくもくファームでもないでしょう。事業計画にもあれもくもくファームはひとつも入っていないですよ、今まで。だから本土企業になめられるんですよ、今帰仁村は。いろんな問題で。また変なことになりますよ、これも。

村には厳しく、本土の方には優しく、向こうのいい条件だけのむ。そして雇用も50名から40名、今は12名しかいないのですよ。徐々に拡大すると言っていますけれども、その間でも15カ年過ぎるのですよ。もう4カ年目でしょう。あいあいファームが来て。事業計画が始まってからですよ。

そして2点目の、教育長。自然環境をやさしくするために、各地域で要望があれば、ナイター設備があればできるんですよ。わざわざ車に乗って向こうまで行かなくてもいいですよ。歩いてわざわざ向こうまで行きますか。だから地域から要望があるから、私は一般質問をしているわけです。

最後の辺では、「地域から要望があればやる」と言っていますけど、地域から要望があるから一般質問をしているわけです。また車なんかも教えるために、ボランティアの活動している方々は、自分の車の燃料を減らしてまで、ライトを照明のかわりにしてやっているわけです。どう思いますか、これを見て。偉いなと思わないですか。ボランティア活動ですけれども、子供のために一生懸命やっているわけです。そのためにもナイター設備は要望あるわけですから、早目に予算化してできるようにできないか。答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

もくもくファームの件でございますが、先ほども申し上げましたように、仲里前村長の時代から、木村社長、吉田専務という中で、どうしても今帰仁村にそういうファームをつくっていきたくて。協力したいという強い思いがあったというのは事実であります。そういう意味では私もこの件につきましては、今帰仁村の農業の振興、観光振興を図るためには、やはりもくもくファームのこれまでの事業例を見ますと全国的にも成功している事例でありますので、もくもくファームとの連携は今帰仁村の発展につながると、このように考えております。その中で資本提携でありますので、計画変更ではございませんので、この点につきましては、與那嶺議員がおっしゃるようなことではないと考えております。

それから照明につきましては、教育長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れがございます。

もくもくファームが進出してくると、今帰仁村の産業に多大な影響を与えるのではないかとありますが、そこらあたりはないように、もくもくファームの木村社長、そして吉里専務にも強く申し入れをしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 先ほどの質問にお答えいたします。大変、熱い思いを投げられたのですが、理解してほしいのは、夏場であろうと冬場であろうと、日没が何であろうと6:30、これ本県の教育の施策、これ根幹にかかわることです。これ本村で照明をつけて8時、9時、10時まで、今帰仁村はすごいなということはありません。したがって村民の声がたくさんあるからどうのというよりも、きちんと問題を出されてあとで精査をして、本来のあるべき姿を追求していくのが我々議会の大きな任務だと思いますので、先ほどの質問に関連しますけれども、6:30運動というのは、1日24時間の中で、子供たちがどのようにサイクルを健全育成の立場からやるかということが、本県教育の6:30運動、これは展開されて非常に長いのですけれども、そういうことが一方にはきちんと守られていかないと、その時々によって、6時、7時、8時、場合によってライトをつけてやる。気持ちはよくわかりますよ。そのシーズン、シーズンにおいて一生懸命やりたい。これは本当に賛同するのです。ところがそれを照明つけてまで意図的に子供たちを夜間、野球の練習をさせるということは、これはやはり教育行政の立場からこれは承認できません。し

たがって、夜間の照明というのは、一般成人の健康保持増進とスポーツ振興という場合は、対象は一般成人であって、子供たちの少年野球とか、そういう子供たちのために照明をつけるということは、これは承認できないですね。そういうふうに理解をしてください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

答弁漏れです。教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 好和議員の熱い思いはよくわかるんですよ。だから昔もしげんこつしたから、何とかとか、これとは話。これは置いていて。

今本県が求めている教育の根拠は夜間はいかいか、沖縄は特に夜型社会という背景があって、やはり6:30というのは、これは共通項として、ところどころによって違うのではなくて、一本の鋭い線で6:30を守りましょう。そのほうが青少年の健全育成、ひいては夜間はいかいの防止にもつながるだろうという根幹があって、青少年のために照明をつけて8時、9時まで頑張りなさいというわけにはいかないです。だからそこは一般成人のために照明を設置するというを一方で認められているわけですから、場合によっては多少、目をつぶって、そのシーズン前とか何とかという場合、やれば私は何とも言いませんよ。だからそれ堂々と、今帰仁村議会で、あっ、向こうは青少年の野球のために、照明灯も設置して、そして時間を度外視してやるということは称賛されないですよ、これ。だからそこはわかっていたきたい。以上。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

答弁漏れですので、教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 こういう議論を通して、お互いは理解は深まると思いますが、教育基本法の本質にのっとって、学校施設の大きい開放、一方で進めているわけです。おおいなる開放という場合の夜間照明というのは、子供のためではなくて、住民のため、一般成人のためという、これは私も大いに推進する立場なんです。ですから、子供たちのためにとすると、どうしてもおかしくなりますから、好和議員がおっしゃるように、本村の健康とそれからスポーツ振興の精神にのっとってやろうじゃありませんか。そういうことです。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 先ほど喧々諤々と教育長大変申しわけないですけども、これはできると思って、住民にも言いますので。じゃあ質問1であいあいファームの件について。事業計画は全然最初のこれと、我々議員がいて、その後また今帰仁村の事業者、商工会と一緒にいったのです。その前から交流があって、非常に最初の雰囲気はよかったですけれども、あとになっていろんな問題が出て、これではだめだと。今帰仁村のためにならないということで、計画を断念したわけです。今帰仁村は。

これ私らが最初にもくもくを見学して、2回ほど行ってやったんですけども、まだいろんな交流があって、もくもくに今帰仁村の物産を入れてもらおうということをやったら、これはできないと。一発で

断られて。じゃあこの会社は、沖縄の95%の北部振興策をねらって来ているんだなという感じがして、私が一番最初に抜けたわけです、この事業からですね。もくもくファームをつれてきて、こっちでやろうということですね。そしていろいろとあって、1人抜け、2人抜け、3人がこの会社はもう沖縄県の95%の北部振興策をねらいで来ている会社だからやめようということで、やったわけです。その会社が今帰仁村に来るということは、私は非常に警戒しているわけです。これはあいあいファームと非常に似た、同じ感覚の会社ですよ。規模的にも大分大きいです。だけどあいあいファームなんか話にならないですよ、この会社とは。あとはまた問題に発展する可能性は十分あるわけです。村長も行って見たと思いますけれども、いろんな品物やっていますよ。その一角ですよ、今帰仁村のブランドをちょっと置かしてくれと。断るぐらいですから、今度はまたはいはいと言って1,000万円投資をして、仲間に入って、もくもくファームの品物も売る。また向こうあいあいファームも持っていくと、こんな甘い話ではないですよ、本土企業というのは。だから今帰仁村はちっけな議員なんかと言われるんですよ。ばかにした言葉で、本土の。

だから計画通りやるのであったら、このあいあいファームだけにさせて、できなければ撤退させたいのではないですか。なぜもくもくファームを入れるのですか。村長、それに対して、今からでも遅くないですよ。あいあいファームにさせて、今帰仁ブランドをあいあいファームは出せばいいのではないですか。これは地域からの募集があったのを断って、あいあいファームにさせたのですから、ほかの事業者がまたこっちに事業を進めるとおかしい計画になりますよ。この計画できなければ、撤退させてくださいよ。これぐらいの意気込みがないと、無償で貸した値打ちがないですよ。今から徐々にやっていたら10年かかりますよ。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

あいあいファームの事業になんでもくもくファームが参入したかということですが、これにつきましては私は先ほども申し上げましたように、長年、木村社長、吉田専務の思いというのは、與那嶺議員も私は知っていると思いますけれども、今帰仁村大好き、そういう中で今帰仁村の発展につながるように連携をしていきたいということを、これまで私も何度か聞いております。そういう意味では、先ほど申し上げましたように、湧川小中学校跡地につきましては、湧川区の皆さんの熱い思いもあって、やはり学校に近いような形でこれが活用できたらなということの中で、こういう事業展開をしております。好和議員からありますように、震災以後のいろんな厳しい経済情勢ではありますけれども、事業始まっているわけでありまして、そういう意味では私はあいあいファームともくもくファームが連携をすることによって、先ほども申し上げましたように、全国展開ができるのかと思っております。與那嶺議員からの心配というか、そのもくもくファームの製品、商品が沖縄に入ってきたらどうかということにつきましては、村としてもその辺はもくもくファームの木村社長、吉田専務にも村の考えを率直に伝えていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 平成24年第1回今帰仁村議会定例会に当たり、先に通告しました4点について、質問いたします。

1. 今帰仁村水道水の水質改善について。1. 今帰仁村の水道水は硬水で石灰が多いので、大型の軟水

器を設置して、水質の改善をする計画はないのか。

2. 平成24年度から学校現場で必修となると言われている武道について。1. 今帰仁村ではどのような武道を学校現場で指導していく予定でありますか。

3. 北山学園構想について。1. 北山高校の理数科及び学校存続のために、特徴ある魅力的学校づくり、一生懸命がかっこいい学校づくりをして、今後今帰仁村外より多くの学生が入学した場合、北山高校の学生寮の整備をどう今帰仁村も取り付けしていく考えでありますか。2. 平成22年度から平成23年度とスタートし、2カ年間今帰仁中学校、北山高校の学生が公演してきました、あの現代版組踊「北山の風」は、今後どのように進めていく予定なのか。

4. 一括交付金について。今帰仁村は一括交付金均等割5,000万円、人口や経済力など指標による配分2億8,000万円、合計3億3,000万円ですが、その予算の執行計画はどのようにやっていく予定なのか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

現在、本村の水道事業は3地区の簡易水道事業認可を受けて経営をしており、各地区ごとに浄水場を有し、地下水及び湧水を緩速ろ過池でろ過し、塩素減菌処理をして各配水池へ送水し、企業局からの浄水とブレンドして村民へ給水しております。

質問にあります水道水の水質改善については、住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存権に係ることであり、また住民の健康を確保する上で、最も基本的な事項の1つであります。このような住民の生存、生活の基本的条件を整備し、それを確保することは、行政としての本来的役割であり、緊急時においても免除されることのない責務であります。

大型の軟水器施設を設置するには、新たに各浄水場に施設整備をしなければならないことや、維持管理面で新たな負担が生じます。

また、原水の硬度が基準値を超えるものについては国庫補助の対象になりますが、基準値以下については村単独事業での整備となり、軟水器の維持経費も要することから、軟水器の設置は厳しい状況にあります。

毎月1回、浄水場系別に水質試験検査を行い、水質基準内で給水しております。今後も県企業局の浄水を受水し、水質の改善や維持管理費の縮減に努めてまいります。

3の2の質問にお答えいたします。北山の風公演については、沖縄県の補助事業で、平成22年度文化資源活用型観光戦略モデル事業で実施し、平成23年度は文化観光戦略推進事業の支援で開催しました。その間、出演者の父母会が中心となって、「ていーだの会」を立ち上げ、今後の子供たちの活動をサポートする体制ができております。

今後ともこの活動を、今帰仁村の新しい文化資源、観光資源として育成し、活用していきたいと考えておりますので、平成24年度も支援できる県の補助事業を積極的に活用して取り組んでいきます。

次に4. 一括交付金について。新聞報道にもありますように、平成24年度沖縄振興特別調整交付金（仮称）の今帰仁村配分は、平成24年2月25日の沖縄振興市町村協議会にて3億3,000万円の配分が示され、市町村間の配分額は、事業の進捗状況を勘案し、年度途中においても変動性をもたす等柔軟に対応すると

確認されています。

なお、次年度以降の市町村間の配分額は、事業の進捗状況等を踏まえ、改めて協議することになっています。

予算計画につきましては、国の予算案決定を受けて、平成24年1月5日付、沖縄県企画部市町村課から平成24年度要望予定事業調べの依頼があり、全庁を挙げて取り組み1月12日の臨時課長会にて、各課からの要望予定事業の確認を行い、県へ報告しました。

また1月27日、沖縄県市町村課に市町村相談課設置を受け、集中相談会期日の2月2日に個別要望予定事業の再整理及び分野ごとの事業イメージ例を参考に、事業取りまとめのアドバイスを受けてきました。

さらに、3月8日には各課の事業担当者も含めて、沖縄県市町村課と事業相談を行い、現状把握に努めている状況であります。

まだ国の交付要綱等が示されていない状況で、はっきり申し上げるのは難しい面もありますが、これまでの国、県の動向から4月には動きがあるものと想定をしております。

一括交付金の活用に向けた視点としては、全国的にも注目されており、説明責任を十分に認識した上で、活用する必要があること、また、会計検査の対象となるため、適切な執行と併せてその事業効果が問われるものと考えています。

事業採択に向けては緊急を要することから、課長会を中心に事業立案作業班チームを編成して、対応していく考えであります。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 先ほど2点の質問がありました。1つは、次年度から実施される武道、その中身は何なのか。2つ目には、北山高校の学生寮はどうなっているのか。その2点の質問がありましたので、お答えいたします。

まず平成24年度から、中学校では新学習指導要領が新しくスタートします。中学校の武道が必修化されるにあたって、今帰仁中学校では空手、そして棒術、この2つを選択肢として実施いたします。

それから次に、北山学園構想に関連する御質問だと思いますが、本村が平成24年度から推進していく北山学園構想は、現在本村独自の構想であり、国や県の施策とは全く別のものであります。北山高校は我々村民にとって「村立高校」の気持ちで見守っておりますが、管轄は県であり県立高校であります。

寮の要請については、学校長より増築整備を県へ申請しているところであります。村としましては、管轄外であり、学生寮の整備については県教育委員会へゆだねるべきものであると思います。したがって、私どもは村民の意向としてこうあってほしいという要請もしっかりやりますが、直接の管轄ではありませんので、そのところは十分連携プレーをして、皆さんの負託にこたえたいと思っております。以上。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 まずはじめに、内容は大体わかってきましたけれども、水道水の改善について、再度質問したいと思います。

今帰仁村は断水はしないということで、大体前から聞いておりましたけれども、それについては各地域にあった簡易水道が生かされているからというのも理解しておりますけれども、そのために地域からいろ

いろな苦情が出ております。水洗便所のトイレのつまりが早くなるということで、石灰が多くて、やかんもということで、石灰があまりにも多すぎるといふことでの、どうか今は個人個人で軟水器を入れている状況、各字、各地域ありますけれども、できたら行政でカバーしてもらいたいというのが住民の声でありますので、今すぐはできないと思っています。これを計画する段階に今、一括交付金も出ておりますので、ぜひプログラムとして組んでもらいたいという住民の声が大きいです。今後、いろいろ昔と違って、酒飲むときも水を買ってきて飲む時代です。今ウォーターもお家に設置している状況、飲み水をやっているのが家庭で多く見られておりますので、ぜひ中南部から来たメンバーもふるさとに帰ってきて、石灰があまりにも多すぎるといふのがありますので、ぜひ石灰だけ除けば、私は今帰仁村の水はいい水だと思っています。石灰の除去の方法も勉強すべきではないかと。今は個人、個人で財政の豊かなところと言ったら語弊があるかもしれないけれども、お家で軟水器を取り入れている家庭もあるんです。この方々もできたら村でカバーしてくれたら、みんな同じが水が飲めるけどなど。使えますけどねということでもあります。今、文書の説明にもあったとおり、企業局の水をブレンドしている状況、確かにみんな村民わかっております。そのために今帰仁村は各自治体が夏場断水の時も、断水やらないといふのもわかっています。簡易水道を多く回転させて、あのときは地元の水を有効に使って、断水をさせない方法ということもわかってはいますけれども、水の水質だけはどうかできないかというのが本当の願いでありますので、これは私だけではないと思っていますので、意見言った方々だけではなくて、皆さんこっちにいる方みんなそう思っていると思います。将来に向けて石灰を取り除く方法を、できる施策を展開してもらいたいと思っています。再度、答弁を求めていきたいと思っています。

2点目ですね、武道について。これは私が認識するのは武道については、相撲、県道、柔道ということ聞きまして、さっきの教育長の答弁ではいい答弁が出たなと思っています。3つから選ぶのかと思っております。できたら父母会からも心配されて一番剣道がお金かかるから、できたら剣道を選択してほしいなというのがありまして、私も子供たちに剣道させていますが、防具が大変なのです。ということで、柔道はけがもするしということで、空手でやればいいなと思っていました。地域の棒術ということで、いい選択だと私自体は思っておりますので、ぜひそういう方法でできたらいいなと思っていますので、父母会の経費もかからないような方法で、今の空手と棒術は、棒術は地域で今まであっちこっちで運動会等でも取り入れながら、中学校も高校でやっておりますので、指導者も地域でいますので、その方法でできたらいいなと思っております。

次に、北山学園構想、北山校は去年からいろいろ北部、やんばるの学校がありまして、我々も名護の生涯学習支援センターでいろいろ勉強会もあって行ってきましたけれども、一番悩んでいるのはやんばるの子供だけだと私は認識しております。やんばるから500名程度のメンバーが中南部に流れていると、この前の生涯学習センターの勉強会ではありまして、離島3島を含む過疎化地域が、いい人材が中南部に流れて、県が支援した3校、名桜とかいろいろと開邦とか、そういう方法に流れている状況で、私は学校は偏差値だけの問題でなく、いわばテストが100点とれば、人生で成功するとは思っていませんので、ぜひそういうのも心しながら、北山高は特徴ある、魅力ある学校づくりをみんなでやっていけたらと思っています。子供も大人も一生懸命かつこいい地域であれば、他市町村からも北山高で頑張りたいというや

んばるの子供が多くなれば、今後いま現在も寮がピーク状態ですので、来てからは対処できませんので、来る前にそういう態勢づくりもやっていますということで、各市町村にアピールしながら、いい学校づくり、魅力ある、特徴ある地域づくりをやれば、おのずとやんばる、今帰仁村で学んでみたいという子供たちが出てくる魅力づくりも我々、議会初め村全体で取り組むべき課題だと思っておりますので、ぜひそういうことも考えながら学校長を中心にしながら、村行政もサポートしながら、学校づくり、寮の整備も取り組んでいけたらいいなと思っておりますので、再度答弁を求めたいと思います。

次に、諸志の新城紀秀先生の原作でできました現代版組踊「北山の風」、サポートしながら見ていますと。本部からも中学生が参加したいということで、これも入っております。「来年、北山高に行くから、私も北山の風に参加させてくださいということで、本部の中学生が入って、文化では北山に行きたいというのが出てきていますので、これもまた北山校の学校に子供たちが学びたいというひとつのメニューができたと思っておりますので、予算が今年はどうなるのかと心配されておりますけれども、県の一括交付金も勉強しながら、村の交付金もどこかで知恵を出しながら、子供をサポートする体制づくりの予算を確保するために頑張ってもらいたいと思っております。それによって、文武両道、野球では北山高、駅伝では県でも大体1番、2番という形でやっておりますので、ぜひ名門北山高校をみんなでつくってあげれば、おのずと子供たちが学校に来て、理数科も存続、北山高も存続できると思っておりますので、ぜひ文化面でこの現代版組踊は、この前「肝高の阿麻和利」卒業公演も子供たち連れて見てきました。あれは父母会、向こうは「きむたか会」なんですよ、北山はていーだの会ですけども、父母会だけの力では絶対できませんと思っております。我々も北山も今帰仁村も父母会任せのサポートではなくして、村挙げてサポートしていかなければいけないと思っております。子供の人材育成、子供のサポートが未来につなぐ今帰仁村の財産だと思っておりますので、ぜひハード面も必要です。だけど人材育成が、私は将来に向けての財産のキープだと思っておりますので、ぜひそういう面でも力を注いでいただきたいと思っております。再度、答弁をお願いします。

最後の一括交付金ですね、3億3,000万円という配分という予定でありますけれども、これは今帰仁村だけの問題ではなくして、全国から沖縄県が注目されている特別な交付金ということで、今年からスタートして次年度も継続する予定となっておりますけれども、いい行政も、県も地方もそうですけれども、予算を立派に消費できるように頑張りがちながら、いろいろなメニュー、これ予算を組めると思っておりますので、ぜひまた子供たちの人材育成の面でも幅広く組んでもらいたいと思っております。これは、会計監査もあるということでもありますけれども、なくても一生懸命頑張ってもらいたいと思っております。各地方が頑張れば県も一緒だと思いますので、別の他府県が注目されている予算ですので、いいメニューについては、みんなで頑張ってもらいたいと思います。

以上で、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問について、お答えいたします。

水の水質については、硬度の水質基準の中では、300ミリグラムのリッター以下の基準となっております。硬水については、明確な基準はありませんが、60ミリ以下を軟水、60から120ミリグラムを中程度軟水、

120グラム以上を硬水として今、分類しているところです。今帰仁村の各地区の浄水水質を見ますと120ミリ以上を超えていて、実際に硬水という状況になっております。現在、今事業で進めているのが諸志簡易水道事業と天底簡易水道事業で施設の整備を進めていて、施設の更新等を行いながら、維持管理費の縮減を努めているところです。今後は整備計画としては平成29年度の上水道移行に向けて事業の整備を進めています。配水系統としては2級河川である大井川を挟んで、東西に分けて新設の与保城配水池系統と、天底配水池系統で給水を計画しているところであります。大型の軟水器を設置することによって、維持管理面で、また新たな負担が生じてくる形になりますので、非常に経費もかかってくるような状況であります。現在のところ、こういった水道施設の維持管理費を考慮に入れていきながら、県企業局の浄水の受水量をふやしていった、硬度を下げたいというように検討していきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

武道の件についてでございますが、保護者のほうから経済負担等の心配もあるということでしたけれども、本村では既に空手、棒術が地域に根付いて既に実践教育として行われておりますので、さらに今後とも棒術、それから空手を推進していきたいと思っております。

それから2点目について、北山学園構想の関連で入学前から条件整備をすべきではないかということだと思いますが、現在、北山高校の寮の状況といたしましては、現在3棟ございます。1棟は老朽化により閉鎖、2棟がもう既に築17年を経過しております。本年度、畳とフローリングはリフォームするということを行っております。

それから入寮の状況ですが、38人部屋2人態勢で76人の収容に対しまして、現在68人が入寮しております。男子40人、女子28人でほとんど村外出身者となっております。今後の対応としては、既に学校長より要請もいたしておりますが、本村としても理数科に限らず北山高校を志望してくる村外出身の生徒が増加するようであれば、状況を常に注視し、学生寮増設の必要性が生じた場合は、県立学校施設ですので、積極的に県教育庁へその必要性を要請していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 北山の風の公演についての御質問にお答えをしたいと思います。この公演につきましては、先ほども申し上げましたように平成22年、平成23年度で公演されたわけでありましたが、皆さん御承知のように、新城紀秀先生の原作で今帰仁小学校の学芸会で上演されまして、それを再演させたいという子供たちの願いがあって、この北山の風が再演されたわけでありまして、その中で皆さんも御承知のように大好評だったと思います。最終公演が2月5日の桜まつりの最終日でありましたけれども、全県からお客さんが来て、もうあふれるほどというような状況がございました。これにつきましては、今帰仁中学校の生徒、そして北山高校の生徒の皆さんが、本当に伸び伸びと、本当に飛び回っているというか、そういう状況の中で、教育面、そして文化資源、観光資源についても、これは非常につながりがあるのかなと考えております。そういう意味では、今後どういう補助事業を導入していくかということについては、県との調整もありますけれども、県の補助事業、そして一括交付金の活用についても可能性があるのかと、このように考えておりますので、村としても全面的にバックアップ支援をしていきたいと。そして継続で

きるようにしていきたいと考えております。

一括交付金につきましては、担当課長から説明をさせます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの與儀常次議員の質問にお答えいたします。

質問にもありましたように、今帰仁村におきましては、今帰仁村の一括交付金の配分につきましては、各全市町村303億円のうち3億3,000万円の配分となっております。この制度については、少し概要を申し上げますと、これについては沖縄県及び市町村が主体的に沖縄の実情に即して、よりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる一括交付金ということでございます。具体的に平成20年度から創設されるということでございますけれども、対象事業につきましては、非常に厳格にとらえております。そこでその特徴としましては、沖縄振興に資する事業ではありますけれども、沖縄の地理的自然的特性、その他の特殊事情に起因する事業ということで、国の方はそこを厳格にとらえているという状況でございます。その具体的な中身としましては、まず1、2点挙げれば、産業振興とか観光振興、雇用、離島、文化、教育、子育て、医療、社会福祉など、これまでの補助金の対象にならなかった分野で、かつ沖縄独自の課題の解決に資する事業と。

それからもう1つまで申し上げますと、亜熱帯に属し、離島島しょ県であり膨大な基地を抱える沖縄の地理的、自然的特性、その他の特殊事情に起因する事業ということで、その辺を強調していかないと、事業実施の採択は厳しいと県からも指導を受けているところであります。そういう状況で、村長からも当初、答弁がありましたけれども、1月の初めに35、市の事業について、とりあえずは県に提出しておりましたが、また県のほうからもやはりその中から主として観光事業、沖縄の地理的特性を訴えていくような形での観光事業を中心に組み立てていったほうがいいのではないかとということも指導が、助言等がありまして、またこのたび、その観光事業関連が19事業、教育関連4事業、農林水産関係2事業、その他2事業等について、精査をしながら4月の初旬までには県と調整しながら、可能な限り全事業が採択できるように最大限の努力をしてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 確認しながら質問していきたいと思います。

あと1番の水道水の水質改善について、向こうの企業局の水と地元の水が何パーセントでブレンド、各地域一緒なのかな。字別にも変わるのかというのがありまして、もし地域ごととか、また全体ひとつのブレンドなのか。まだわかりませんので、できましたら。

それと今さっき、課長の説明では60ミリ以下が軟水と認定されているということで、今、今帰仁村は120ミリということで、2倍ぐらいの石灰水が多いという感じで受けています。29年度以降こういろいろ事業が大体終了する予定ということですので、ぜひ長期にわたって、29年度以降、そういう計画が組めるようにできるのかどうか。今維持経費がかかるということでしたけれども、今行政でやってもらわないと、各家庭では維持経費今、かかっている状況なんです、あっちこっち。これ全体の計算、1世帯のなった場合の維持経費の換算もあると思いますので、ぜひ長期的に計画やるように求めたいと思います。

次に武道はいい選定だと私、個人で思っております。そういう面で頑張ってもらいたいと思っております。

ます。

それと北山からの寮、関連でできたらお願いしたいと思っています。寮は今、子供たちが40名から28名と60名云々、70名近く入居しておりますけれども、休みの日には食事が無いのです。これどうにかできないのかということで、部活のメンバーは、あるところはお家で子供たちを夕飯を食べさせている方もおりますので、できましたら寮に他地域から北山に来た場合、土日は食事無いというよりは、そういう点をみんなで勉強しながらできたらいいなと思っています。これは今後の課題として聞いてもらいたいと思っています。

次に、北山の風ですが、これも今後、本部中学校から来たように、名護からも現在、高校生はやっています。名護中の出身ですね。今年最後になった3年生はクンジャンの人もいまして、あっちこっちから来る構想では練っております。ぜひ文化の芸能部門も北山高校は立ち上げておりますので、子供たちが北山文化を学ぶために北山高に来た場合の施策として、予算も今後は尽きると思いますが、その尽きる前に父母会、地域のサポート体制が十分できていけばまた自立した北山の風をサポート会がつかれると思いますので、それまでの手だてとして、早目にサポート会の足腰の強いサポート会ができたらいいなと思っていますので、ぜひ応援しながら人材育成頑張ってもらいたいと思います。

一括交付金ですね、今課長の説明では、観光事業もあるということでしたので、今各字ですね。表紙がまばらでありますので、ぜひ設置してもらいたいと思っています。特にこれ前も平良中古車屋のところ、ある方と食事をしていたら、ワルミ架橋の天底からの大きい道路には誘導設置板がありますけれども、途中から入る、平良中古車屋のところからは無いものですから、あっちにも県に要請して、ワルミ架橋の目印ですね。できたらいいなと思っています。一括交付金を利用しながら、もしできるのであれば、平良中古車屋の前にひとつ要望します。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質問にお答えいたします。

企業局の受け入れの受水量の件の質問があった件ですが、総配水量について、企業局からの受け入れは40%になっています。これは全体に対してですね。それから各地区の受水のパーセントですが、天底が38%、湧川が6%、謝名が43%、諸志57%の実績になっています。これは平成22年度の実績ですね。

それから施設の整備については、村の簡易水道を統合をして、上水道に移行する計画がありますので、今それに向けて施設の整備を行っています。軟水器の設置とかについては、水道の経営状況とか勘案しながら、今後検討していく必要があると考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えいたします。

道路標識の件についての要請ということなんですけれども、これはただいま一括交付金云々という話がありましたけれども、4月以降の一括交付金の要綱、要領が決まった段階での要請になるかと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

土曜、日曜の食事については、これは全県的な問題だと思っておりますので、北山構想の中で、こういう意見交換する場があれば、課題としてまた上げて、地域で支えることができるのであれば、その方向でぜひ前向きに検討していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時20分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、内間利三議員の発言を許します。3番 内間利三議員。

○ 3番 内間利三君 第1回今帰仁村定例議会において、先ほど通告してありました5項目について、一般質問を行います。

1. 確かな学力推進について。①中学校の学力向上支援について説明を求めます。これは先ほどの村長の施政方針で述べていたのをもっと詳しく述べてください。

それと2点目は、名桜大学の学生を学習ボランティアとして招集するとありますが、これも施政方針です。イが小学校、中学校が対象となるのか、お伺いします。ロ. 北山高等学校への公営の塾などの必要性について伺います。

2. 兼次小学校の環境整備について。①運動場の近くにトイレの設置が必要だと思いますが、これについてどう思われているか伺います。

3. 集落内や農道及び排水施設について。①今泊、兼次、諸志集落内、諸志土地改良区の農道整備及び排水施設等の必要性について、お伺いします。

4. 赤水対策について。①諸志の猪平原等の開発による下流への赤水対策について、どう考えておられるのか、お伺いします。

5. 観光大使について。①約1年前の答弁で、必要性は感じているとありましたが、その後計画はどうなっているのか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの質問にお答えいたします。

平成19年度よりさまざまな教育ニーズに基づく対応のため、本村唯一の中学校である今帰仁中学校に教職員をサポートする本村出身の教育免許保持者を配置してきました。学校支援と本村出身の教師の育成のため、学力の向上の観点から今後とも継続してまいります。

次に、各学校平均週1回の年間35回、小学校と中学校に名桜大学と連携し、教員志望の学生をボランティアとして活用します。ボランティアと申しましても学生の移動のための交通費や少々の謝礼として1回3,000円を対米請求事業の予算を活用して実施いたします。

それから昨年の総務文教委員会の県外視察において、島根県の隠岐島前高校の取り組みで成果を上げている公営塾が紹介されました。これは非常に示唆に富んだ、素晴らしい資料でありますので、可能な限り最大限活用していきたいと思っております。北山高校も理数科の存続と活性化のため、平成24年度から北山学園構想を立ち上げ、より地域のニーズや現実に即した取り組みを検討してまいります。

先進事例では、島しょ地域であり、国庫補助もあり、本村の状況とは多少違う部分もありますが、今後

公営塾や本土有名塾等の衛星による塾等も視野に入れて検討を進めていく所存であります。

それから兼次小学校の環境整備についての質問でございますが、トイレの設置についてでございます。運動場付近の屋外トイレは村内の全学校に設置されておりません。運動場使用時の教科学習やその部活については、校舎付帯のトイレを使用しています。

しかし、兼次小学校は他の学校と校舎配置やつくりが違い、トイレを設置した教室と運動場が離れているところと、屋内廊下方式のため、運動場使用時や休日のトイレ使用が課題となっております。その解消のため、昨年度地域活性化交付金を活用した対応を検討しておりましたが、事業の対象がトイレの洋式化に限定され、新設設置は無理があり課題解消をすることができませんでした。

そこで、今後は財政と協議し、景観や安全面を十分考慮して、利便性が高まるよう課題解決に努めてまいります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 3についての御質問にお答えいたします。

今帰仁村農村振興基本計画に基づき、これまで村づくり交付金事業により、平成20年度から平成27年度の事業期間で、村西部地区（与那嶺・仲尾次・崎山・平敷）、中部地区（越地・謝名・仲宗根・玉城）、東部地区（呉我山・湧川・天底・勢理客）の集落道、農道等が整備されておりますが、平成25年度には西部地区が事業完了の予定であります。

御質問の今泊、兼次、諸志地区における生活環境整備についての必要性は感じておりますので、平成24年度は事業採択に向けて努力していきたくと思います。

ところで本会議に上程しました平成23年度第6回補正予算に計上してあります「農業体質強化基盤整備事業」によって、当該地区で5路線の簡易舗装による農道整備を予定をしております。

次に4についての御質問にお答えいたします。諸志の猪平原等の開発は、昭和46年に行われ、開発した業者はインフラ整備をする前に倒産しております。

転売により現在は、今帰仁村希望ヶ丘自治管理組合が管理（現地看板より）しており、管理者より話を伺ったところ、昭和46年に開発行為を行った場所は、長期間放置されていたので、同管理者が管理（草刈り・伐採等）をしたいということでした。

1,000平方メートル以上の土地に対して事業行為を行う者は、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出・通知の義務がありますので、字の区長の協力も得ながら北部福祉保健所と連携し、該当するか確認後指導していきたくと考えております。

次に5の質問にお答えいたします。観光大使には、芸能人や文化人等に観光広報活動をお願いするものと、例えば「ミス今帰仁観光大使」のようなコンテスト形式で人選し、観光広報活動をするものと、大きく二種類があります。

前回答弁には、芸能人に依頼する形式の観光大使として特定の人物を想定していましたが、残念ながら別の市町村の観光大使になったため、観光大使の認定作業は中止となりました。

現在、今帰仁村観光協会の設立に伴い、新たな観光大使の選定、及び打診については、同観光協会を中心に事業を進めていく方針であります。

芸能人・文化人に依頼する形式の観光大使の選定は、大使として認定する人物の知名度や話題性、今帰仁村との接点が必要であるため、選定人物と時期については、現時点では未定ですが、積極的に検討する方針であります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時41分)

3 番。

○ 3 番 内間利三君 2 回目の質問の前に訂正をお願いいたします。

先ほどの 1 項目の②名桜大学の学生を学習ボランティアとして「招集」すると先ほど述べたみたいですが「招聘」に改めるよう、よろしくをお願いいたします。訂正いたします。

引き続き、2 回目の一般質問をいたします。1. 確かな学力推進についてなんです。この①これは例えばどういうことを支援していくのか。また特定な科目であるのか。質問いたします。

それと②これは各学校平均、週 1 回、年間35回ということで、小学校、中学校とあるんですが、これはこの先ほどと同じように、どういう科目的なものなのか。どういうことなのか、もっと詳細に説明を求めます。

それと②の口の北山高校の公営塾等の必要性についてなんです。平成23年度の12月26日のこの北山高校視聴覚教室での県の教育長の説明では、素案の説明で、定員割が続くと理数科の名護高校への統合へと進むものは避けられないよということを説明を受けました。それとこの二、三日前の17日の新聞には、第二次募集状況について、理数科が17名の定員不足、これ入学の予定が23名です。なっていくと、去年が3月の卒業生が26名いたんですが、これより3名少なくなって、大幅な定員減ということで、これ大変危惧される問題ではないかと思います。北山高校では現在スポーツや文化面は大変活発で、入学ゾーンも期待できる状態だと思うんですが、この二次募集の状況からすると、まだまだ本村以外の高校へ進みたいという人が多いようであります。ぜひこれを防ぐには、もっともっと魅力ある北山高校づくりが絶対必要であるのではないかと思います。この塾の件を質問いたしております。

そうすることによって、国公立への進学が現在、北山高校は沖縄県ではいいほうであるということですが、なかなか首里高校とか、そういうところから比較すると落ちておりますよね。まだこの球陽高校とか、そういうところに走る傾向があるので、ぜひこれは阻止していかなければいけないと思います。それについて、もう一度答弁を求めます。

2 項目めのこの兼次小学校の環境整備、このトイレ、これは先ほどの答弁では去年度はこの予算上、計画はしたんだけど、無理だったということで、財政と協議し景観や安全性を十分考慮して利便性を高めるよう課題解消に努めますということなんです。これは地域から先ほどもそういう環境整備の件があったんですが、このトイレの件、絶対的に他の学校からしても兼次小学校は必要性を、だれが見ても感じるのではないかと思います。利用できないように鍵もしまつて、また遠いし現在のところは、だからそういうものから考えると、この学校の運動場を使用したいということで P T A 等がきている場合、とにかく困るんです。このトイレがないというのは、他校とは絶対違う環境だと思います。それについて、もう一度、答弁を求めます。

3点目の、この集落内農道整備等についてなんですが、これちょうど1年前にも同様の質問を村長にしたんですけれども、これはそのときは平成23年度か平成24年度に向けて採択に向けて努力いたしますということを答弁されておりました。今回の最初の答弁のものでも、平成24年度には努めて、採択に向けて努力したいということで書いてあります。

これについてもう一度、村長の答弁を求めます。本当にこの去年は平成23年、平成24年ということであったのですが、今回は平成24年度ということになっております。「努めます」と先ほど言っていましたけれども、もう一度確認いたします。

4項目めのこの赤水対策についてなんですが、これは諸志の字民から多数クレームがあるのです、これをどうにかして、この赤水対策をさせてもらえないのか。いつも雨が降るたびに「赤水は流して」と。これは本当に大変だということを会合のたびにそういう話が出ております。だからぜひですね、これは諸志だけではないです。兼次のほうの川にも流れます。これは計画するときには終末排水というのは、ちゃんとしますということで計画書出されて、事業も進んできていると思います。けどまだまだ流れております。それが河川から取水している農家も大変ホースの目詰まりとか、そういうものがあって困るということでもあります。それと一番困るのは海水汚染です。サンゴや貝とかいろいろな面で影響を受けます。これを避けるためにもぜひこれは県の指導とかというよりは、主体的には県の指導だと思いますが、今帰仁村にある施設ですから、これぜひ村ももっと関心を持って、これ終末排水が本当にいけているのかどうか。これはもうたびたびやる必要があるのではないかと考えております。またしないと、これは個人的にもう申し出があるんですが、これ役場が県に申し出するのと全然違ってくると思います。そのあたりですね、もっと力を入れて汚水問題を解決できないのかと思って、もう一度、答弁を求めます。

5. 観光大使についてなんですが、前回も私、一般質問したときにもそういうことであったのですが、なかなか前の目的にしていた人が他市町村の観光大使になったために、あきらめざるを得なかったということであるんですが、今年は村には観光協会も設置されたことだし、村当局としてもこの観光協会を中心にした事業を進めていきたいということでもありますので、前回も私これマジックアワーマラソンとか、さくら祭りとか、そういうものに向けての早目にできないのかということで、一般質問をしたつもりです。それがなかなか前進しないで、また今回もやっているんですが、そのあたりはぜひ大使2名とかというのは利用できる時期、この時期を外してしまうとなかなかこの大使の価値といいますか。そういうものが失われるのではないかとこれをぜひこの時期にあわせてやってほしいのですが、今回はもう来月はマジックアワーマラソンです。だからそういうあたりも間に合わないということになると思うんですが、だからそういうものも加味しながら、ぜひこれは早目に実現してほしいと、これもう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 お答えいたします。

第1点目の学力向上に向けての支援は、現在どうなっているかと。これは非常に大事なことでありまして、答弁書にもありますように、平成19年度に本村の実態を見ると、あまりにも学力低下といったものが避けて通れない重大な課題として、共有課題としてそのことが強く求められて、何とか国、数、英、いわゆる3教科と言われたものの中でも、数学の落ち込みがひどいというデータもありまして、これ引き続き、

数学、一般に7・5・3と言われるように学校の実態はどうかというと、小学校6年までは3割わからないと、中学ですと5割もわからないと、高校だったら3割しかわからない。大学は中学、高校の補習をすると。特に理数科関係はひどいという実態がここにあるわけです。したがって、特にこの主要教科と言われる教科については、小学校、せいぜい中学校までの勝負、それから以降はなかなか底上げが難しいという実態もありまして、平成19年から本村の御厚意により、1人支援員として派遣しているんですが、これがなかなか実態として成果として目に見えにくい分もあるんですが、着実に連携プレーをしていきながら、学級を小学級、2分、3分と小編成していきながら、学校の実態は日々に改善に改善をとということで、いまやあとしばらくその支援の力を借りないと、なかなか底上げが難しいという実態もあるものですから、ぜひその面は御理解いただきたいと思っております。

それから2点目に、名桜大学のこれはちょっと新しいアイデアかもしれませんが、名桜大学の基礎、理念としては、学長も折々に新聞にありましたように、これは地域にその貢献をすることが名桜大学の設立の基本理念であるということもあって、地域にその周辺にいる我々は名桜大学に率先して手を挙げて、その益に浴しよと。つまり具体的に名桜大学の学生を積極的に小学校、中学校誘致をして、そして学力の底上げをしよう。具体的にはそんなに頻繁にはできません。学校の授業時数の週数が35、一応平均的には35週、月曜日から金曜日まで週時程があります。その月曜日から金曜日までの放課後のより余裕のある校時、1時間をとって、週1回それで35週というのもそこに合わせてあるわけです。名桜大学の学生をお願いをして、これは希望者をとって、これは強制できませんので、希望者をとって勉強する、学習することの本質的な部分を、学校を離れた第三者から、自分の先輩より年齢的に短い先輩から学習意欲をこれ動議づけをしてもらおうという思いもあって、それを思い切って名桜大学に申請をして、新年度からそれを実施したいとそういうことでもあります。これは初めての心得で、多少冒険な面もあるんですけども、小学校、中学校の方と連携プレーをしていきながら、年間計画の中に位置づけて活用したいと思っております。

それから3点目の北山高校の公営塾の問題ですが、これは高校を単独に学力の底上げのために、塾という発想をなかなか我々にはできないんですけども、幸いに総務文教委員の皆様方が、非常にこう先進地域の視察を兼ねて、とても素敵な研究報告をいただきました。この中にアイデアがいっぱいあります。ぜひここからできるものから先に手をつけて、総合的に北山高校の公営塾の発想までつないでいきたい。今すぐはできませんこれ。やはり慎重にも慎重を重ねながら、それから教育委員会としても独自に先進地域のところからノウハウをとって、両方を合体した形で、これは将来的には、北山高校に公営塾を設置して、本当に学力のある北山高校、そうしないと定員割れ、これは非常に厳しいですね。今年度もこの北山高校の入試も終わって、ふたを開けてみたら、なかなか厳しい実態があって、今までこの11月、12月あるいはその前にいろんな形で、村民の皆さんに呼びかけもしたんですが、なかなか実態とこれが乖離をしているということで、もっと底上げをして、本当に魅力ある北山高校、これこそ北山高校学園という、壮大な計画の中で、これはノウハウがいます絶対に。ですから多くの方々の英知でもって、精いっぱい、今は総論の段階ですが、これを各論の段階まで持って行って、着実に進めていきたいとそういう構想を描いております。ぜひ皆様方の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

それからもう1点は、兼次小学校のトイレの件について、これは課長が詳しいですので、そこからお答えを、考えを述べさせていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 兼次小学校のトイレについて、お答えいたします。

兼次小学校は先ほどの答弁のとおり、廊下が屋外ではなく、戸で仕切られて屋内方式ということで、トイレの出入りの関係で鍵を開けると教室にも入っていくということで、休日等は安全管理の関係上、戸締りをしているような状況であります。それで、その不便を困っているものの解消として、昨年度は地域活性化交付金で検討したんですけれども対象外だったんですが、本年度はまだ確定はしておりませんが、一括交付金で対象になるのかどうか。その辺は本年度、先ほど答弁をいたしましたスポーツ振興法の改正に伴う、屋外運動場への照明施設、そこを使用し、地域を開放する使用者の皆さんの便益施設として導入が可能なのかどうか。トータルで含めて前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

3. 集落内農道及び排水施設の整備についてでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、村づくり交付金事業によりまして、平成20年度から平成27年度の事業期間で西部地区、中部地区、東部地区ということで、今整備を進めているところであります。そういう中で西部地区が平成25年には事業完了の予定であります。そういう中で、この今泊、兼次、諸志地区につきましては、平成24年度採択に向けて、最大努力をしていきたい。このように考えております。

4. 赤水対策については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

5. 観光大使についてでございますが、先ほども申し上げましたように、特定の人物を想定しておりましたが、出身地の観光大使になったため、今回観光大使の認定作業が中止となりました。観光協会も2月20日に設立されました。観光協会の主な事業として、観光大使の認定ということもあります。そういう中で特に大使としては、認定している人物の知名度や話題性、今帰仁村とのかかわりとか、いろいろございまして、これから観光協会とも連携しながら、今帰仁村に合った人物を認定していきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの御質問にお答えいたします。

諸志の猪平原等の開発による下流への赤水対策等でございますけれども、当該地につきましては、昭和46年ごろに、まだ復帰前でございますけれども、開発されたものでありますけれども、開発業者が村長からも答弁がありましたけれどもインフラ整備をする前に倒産し、そして転売後、それを管理する管理組合の管理行為の中で、このような赤水が発生していると確認しております。そこで、開発行為につきましては、1,000平米以上の場合については、沖縄県の赤土等流出防止条例、これは所管は北部福祉保健所と、それから3,000平米以上の開発については、これについては市町村を経由し、開発行為許可申請により、

知事の許可を受けなければ工事は着手できないというような県条例の定めもありますので、これにつきましては、県の土地対策課、企画部土地対策課が所管しております。庁内においても赤土関係を所管する福祉保健課と総務課のほうで連携しながら対応をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 ②の口、北山高等学校への公営塾の必要性についてなんですが、先ほど教育長からも言われていたんですが、島根県の実態を見てきた私ら委員としては、この学習塾というのは、勉強、数字の勉強だけではなくて、卒業してあと生徒一人一人、社会の中で自立した人材づくりということも兼ねているらしいので、この本当にこういう専門家がタッチして、運営しているということで、これは国庫補助を受けてやっているということなんですが、この時世ですから、沖縄県この北部も該当させる予算があるのではないかと、これを質問しております。本当に3離島、この高校、大体規模からすると北山高校ぐらいの定員なんですけれども、3割ほどが国公立へ入学しているということなんです。これは本当にずば抜けた大学進学ではないかと。その他の専門学校とか、いろいろ私立という結構行くと思うので、この国公立に本当に目標にしている方々は、探してでも来ると思う。これは全国募集らしいので、公募らしいので、この北山高校もそういう態勢づくりをしていくと、本当に注目される高校になるのではないかと。この北山高校理数科をやって、那覇なんかのこの球陽とか、そういうところに全部、理数科を設置したんですが、全部向こうに奪われたような格好ではないかと思うので、ぜひ向こうよりもずば抜けた魅力ある学校づくりをすれば、北部、北山のみどりあふれるこの地域、海もきれいという環境もすばらしい地域に子供たちも集まってくるのではないかと期待しております。

次に最後に、この答弁を村長に求めます。北山高校でも今、本当にこういうものが必要であるのではないかと、村長がいつもおっしゃっているように、「北山高校は村立北山高校だ」と言う、口癖のように言っております。またそうだと思うんです。地域に北山高校がないと、本当にさびしい地域だと思うぐらいのところだと思います。それで、この塾等の設立に当たって、予算措置とか、実施等の考えをどう持たれているのか。村長の答弁を求めます。

次、3項目めのこの村づくり、諸志、兼次、今泊のこの農道排水等の件なんですが、これは先ほど村長がも述べていたように、この村づくり交付金事業が平成20年から平成27年ごろまでは全部終わると。西部地区、中部地区、東部地区ということでありますので、これからすると、ほとんどの大きい事業が平成27年度ごろには終わっていくんです。諸志地区の水道配管がえ事業も大体終わってくるでしょうし、そうなるこの平成27年以降に見えてくる事業がほとんど私らとしては感じないんです。だからそのあたり、土木関係の事業は大幅減となっていくと思っておりますので、今本当に村長はどう考えておられるのかですね。もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

北山高校の存続と活性化の件でございますけれども、それにつきましては、所信表明でも申し上げましたように、北山学園構想という構想をもって、幼、小、中、高校の連携をした構想をもって、今後、北山高校の活性化にも努めていきたいと考えております。その中で、財政的なことの質問がございましたけれ

ども、きょうの課長会の中でも、これまでは北山高等学校はいろんな派遣については、村立ではありませんので、除外しておりましたが、今後特に新年度からは北山高校についても、今帰仁村の子ども育成基金を該当させるようにと、そういう方向で、村長の方針として示しております。先ほどの御質問に対しては、今後、ふるさと納税も含めて活用できればと考えておりますけれども、ただこれまでの要綱がございますので、そういう改正もしないといけませんので、村長がすぐ「やれ」と言えばできることではございませんけれども、そういう前向きな方向で、幼、小、中、高校の連携を図っていきたいと考えております。

次に、集落内や農道及び排水施設の整備でございますが、これまで今泊、諸志、兼次につきましては、集落整備事業で平成11年から平成16年まで、一番最初に今帰仁村で整備をしたところであります。その次に、渡喜仁、運天、上運天、古宇利ということで整備をされてきたわけでありましたが、その後今の言う村づくり交付金、これは7年前に採択されたわけでありましたが、そういう中で、西部地区、中部地区、東部地区ということで、計画的に今整備をしているところであります。先ほども申し上げましたように、平成25年度には西部地区の完了予定であります。それを見て、平成24年に採択を目指して頑張っていきたいということを申し上げているわけでありましたが、これは財政的な見地から財政計画も立てないと、一挙にそういう事業を進めていくと、財政的に非常に厳しい状況もありますので、年度的に計画をして、整備をしているところでありますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時15分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

座間味邦昭議員の発言を許します。6番 座間味邦昭議員。

○ 6番 座間味邦昭君 平成24年第1回定例会に対し、さきに通告していた点について、質問を行います。

まず1点目に、村長の企画力と実現力が試される一括交付金について、国は今、地方分権が叫ばれ、沖縄は全国に先駆けて一括交付金1,500億円の決定や振興計画の策定など、国から県に権限が委譲され、これから各市町村もみずから地域振興を考えていかななくてはならず、県に対して企画力が試される時代になってきました。村当局として企画部門の強化や村長が指針やコンセプトを提示し、村の振興発展のための企画、またはマスタープランを早目に策定し、予算獲得のために、村長は毎日でも県や総合事務局にトップセールスすべきだと思うが、村長の一括交付金に対する施策と心構えをお伺いいたします。

2点目に、今帰仁村の村民所得について、今帰仁村の村民所得は約130万円と県内一低い所得であります。それは若者や子育て世代が定住するために必要な仕事や働く場が非常に少なく、超少子高齢化や定住人口の大幅な減少の原因であります。それがこの今帰仁村の閉塞した状況であると考えているが、政治の世界では格差は大きな問題であります。その村民所得と役場職員の所得の官民格差の解消は課題であります。今帰仁村役場の職員の平均年間所得はいくらになるのか。ただし、役場職員の給与を下げろとは言いませんが、官民格差の解消のためにも、村民所得を向上させ最下位の汚名返上が命題ではないか。村長としての見解をお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成24年度に創設される沖縄振興一括交付金（仮称）は、経常的経費である「沖縄振興特別調整交付金（仮称）」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金（仮称）」に区分されています。

いずれも補助金等適正化法が適用されることになっており、交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金と明記されています。

村の動きといたしましては、国の予算決定を受けて、1月12日に臨時課長会を招集し、各課からの要望予定事業の検討、確認調整を行い、県へ報告しております。

また、1月27日に沖縄県企画部市町村課に市町村相談会設置立ち上げを受け、集中相談会期日の2月2日に個別要望予定事業の再整理及び分野ごとの事業イメージ例を参考に、事業取りまとめのアドバイスを受けてきました。

さらに3月5日の課長会において、まずは村政の方針、重要施策の審議及び諸施策の総合調整を行う村長のブレーン機関である課長会が先陣を切って、一括交付金の仕組みや制度及び今後の動向を的確に把握するよう強く指示したところであります。

それを受けて、3月8日には、関係各事業担当者も含めて、沖縄県市町村課と一括交付金を活用する事業立案の相談や現状把握に努めてきたところです。

一括交付金の活用に向けた視点としては、全国的にも注目されており、説明責任を十分に認識した上で活用する必要があること。また、会計検査の対象となるため、適切な執行とあわせて、その事業効果が問われるものと考えています。事業採択に向けては、緊急を要することから、課長会を中心に事業立案作業班チームを編成し、村長が先頭に立って国や県に積極的に要請していく決意であります。

企画部門の強化につきましては、本村の行政組織は平成20年度の行政機構改革によって、大幅に改編されました。以来4カ年が経過し、さらなる行財政改革の推進により、簡素で効率的な行政運営を行うとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応するための組織体制の再構築が求められています。

平成24年度は、むらづくりの基本理念や将来像と、それを実現するための基本目標、政策の方針を示す、第4次総合計画基本構想は（今後10年間）のスタートの年度あります。

また、沖縄の実情の即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興一括交付金の（仮称）の制度が創設される年度でもあります。

以上のことを踏まえ、平成24年度は村政の重要課題に的確に対応できるよう行政組織の再構築を図り、村民の負託にこたえうる執行体制の確立を一層進めていく必要があります。

特に、一括交付金事業については、現在、事業立案について、課長会を中心として県が設置する相談体制の支援を得ながら全庁を挙げて取り組んでいるところですが、年度途中で新たなニーズにも対応可能とされております。

今後は、村の政策企画立案部門である執行体制の強化を一層図る必要があり、平成24年度のできる限り早い時期に、村内各種団体等を含めた「今帰仁村行財政改革協議会ワーキングチーム」を立ち上げ、幅広く村民の声や意見を聞きながら、村行政組織、機構等の見直しを図っていきたいと考えております。

2の質問にお答えいたします。御指摘のように、沖縄県企画部統計課の平成20年度沖縄県市町村民所得の推計結果によりますと、本村の1人当たり市町村民所得は135万円で県内最下位となっております。一方、平成20年度市町村民所得を見てみると、本村は127億500万円で、41市町村中25位となっており、北部12市町村では5位となっております。そこで1人当たり市町村民所得とは、当該市町村居住者の雇用者報酬、企業所得及び財産所得を含んだ市町村民所得をその年の総人口で割った係数であり、個人の給与や実収入などの所得水準を表すものではありません。そのため、職員給与と1人当たり村民所得を直接比較することには無理がありますが、一般的には、地域における給与の官民格差は否定できません。

御質問の役場職員の平均年間所得に相当する平成20年度課税給与所得は、192万6,000円と推計されます。このようなことを真摯に受け取め、今後村といたしましては、これまで進めてきた村づくりや村産業振興関連事業の一層の推進や平成24年度から創設される沖縄振興一括交付金事業の積極的な導入を図るとともに、あわせて平成24年度からスタートする第4次総合計画に基づく諸施策を総合的かつ着実に推進し、定住条件の整備や基幹産業である農業を中心に他産業と一体的な振興を図ることによって、定住人口の増加や村民所得の向上に努めてまいりたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時30分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 まず1番目のほうから、この一括交付金というものが、本当に全国に先駆けて、沖縄県が先駆けて入ったんですけれども、これは一括交付金というのは、これから今後、地方分権が始まっていく中で、どんどん権限が地方に行く、その先駆けが沖縄だと。今までは、東京霞が関で物事を決めて、それを地方に、その決めた形を地方が、その予算のありかを探していたものが、これから地域がみずから地域で考えて地域の振興を図ってくれと。そういう時代に入ったということで、沖縄が先駆けて一括交付金が入ったんですけれども、実際、今帰仁村の持ち分というのは3億3,000万円ということで、これもただ来るのではなく、それなりの政策の整合性や、あわせた形でない限り取れないと、自分は理解しているんです。そういう中で、沖縄振興特別推進交付金というものの事業の基本的な考えというのは、沖縄振興に資する事業、それは要するに今帰仁村の振興に資する事業であるべきものであるということ、よく解釈している中で、先ほど村長の施政方針の中でも、交付金の要望をしているんだという中で、何かどさくさに紛れて、何か事業をどうにか整合性を合わせようということを決めたのではないかと思って。とにかくこの要望した内容というものを確認したいということ、1点と。

私はこれはやはり地域の振興をみずから考えるということは、本当は行政のトップが、本当に政治力を持って、この地域の振興を10年先まで見据えた形でやる中で、じゃあ将来はここに行くんだと。そして今、今年は何をするんだという、中長期的な物事の考え方での一括交付金というのが、やはり私はその目先の単年度で物事を考えていくのではなくて、10年度を見据えて振興とは何ぞやと、私はそういう方向に持っていくんだと。それで今年はどういう事業が展開するんだというのが基本的な考えだということ、自分は理解している中で、どうしても提出した案件が、何かどさくさに紛れてどうにか予算がとれれば良いというようにしか見えてこないの、先ほど言ったようにその1点を、どういう内容のものをしたのか。答弁

の中で、先ほどの年度途中からでも、十分対応ができるのであれば、もう少ししっかりと物事を考えてやるべきではないかと。そのようにして、再度この件に関しては確認をしたいということと。

あと組織の件、ちょっと今見たら、平成20年度に行財政改革とあって、人員を減らしていつているということで、自分は人員をふやせとは言っていないんです。やはりこれからの行政運営の中で、本当に企画力、企画部というのか、企画課というのか、その組織をしっかりとしないと、課長会というのは、それをやる場所ではないと思います。上がってきたものを検討する中であって、本当の現業部門ではないと思うんですよ。これからの時代は本当に企画力が試される中で、村長の政策をどのように実現していくかというところでは、その専門分野を置かない限り、事務方大変じゃないのかと。あれも抱え。これも抱えという中で、いろんな問題をされても、そこで自分はこの組織というのは、自分の村長の政策を実現するために、本当にチームといいますか、そういったものをつくるべきではないかと。その辺、お伺いします。

それと2点目、確かにこの村民村民所得というのは、実際給与を反映するものではないというのはわかります。ただしかし、これでちょっと確認したいのですけれども、今先ほどの答弁の中で、北部12市町村では総合の所得というか、あるいは127億円あって、北部市町村の中では5位だと。5位で満足しているという解釈なのか。そこで聞きたいのですが、なぜ1人当たりの村民所得は、何を表す統計なのかと。じゃあ所得を表していないというのであれば、給与を表していないというんなら、何を表している統計なのかということ、村のほうからちょっとお伺いしたいということと。

トータルで話をするということの意味がちょっとあまり、例えば給与のことに関してもそうなんですけれども、例えば那覇市役所の職員の給与、トータルでは例えば100億円ありますと、極端な話ですよ。今帰仁村はトータルで1億円しかありませんからいいですよという話ではないと思うんですね。それは1人頭いくらなのかということによって、その人件費のかかっている割合というのがわかってくるし、やはり統計というのは、1人頭いくらなのかということになってくるとは思うんですけれども、この辺、再度この辺をはっきりしない限りその先に進まないものですから、1人当たりの村民所得は何を表す統計なのかということを確認をしたいということと、今帰仁村役場職員の年収に関して、平均年収に関して、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

一括交付金の制度につきましては、これは非常に政治的な配慮がありまして、昨年の年末に急遽決まったことでありまして、この各市町村の金額の割り振りといいますか。額もごく最近決まったものであります。本当に走りながら決めてきたというような状況があります。そういう中で、各市町村この対応に追われたわけでありまして、まだ要綱も決まっていないというような状況であります。ただこの3億3,000万円という金額を本当に村民のために有効活用するためにどうしたほうがいいのかということにつきましては、村長としても、平成24年度の重要施策というか、課題だと認識をしております。その中で邦昭議員からも質問の中で、いろいろと御指摘がございまして。村長としてのこの指針やコンセプト、ある意味では基本的な考え、方針というのを村長として示したほうがいいのかという御提言もございまして。そういうことにつきましては、村民のいろんな意見も聞きながら、村長として方針をしっかりと示して、この一括交付金の

本当に活用について、今帰仁村の発展、活性化につながるそういう財源にしていきたいと。このように考えております。その中で、企画部門につきましては、この強化する必要があるということについては、御指摘のとおりでございます。これにつきましては、平成24年度中にも、早目にこの企画部門のことにつきましては、役場内で話し合いを持って、今後どうするかということについては、早い時期にこの企画部門の方針については、村長としても方針をしっかりと出していきたいと、このように考えております。

村民所得につきましては、詳しい説明は総務課長からさせますけれども、村民所得が最下位だと、これはずっと続いているわけでありますが、これにつきましては、村長としてもこの最下位の脱却については、至上命令だと。このように今決意をしております。そういう中で、今帰仁村の基幹産業であります農業の所得向上、そして前から申し上げております観光産業の振興、農林水産業と観光の振興を図ることによって、今帰仁村の所得向上、そして雇用の場をつくっていけば、若者の定住もできるし、村民所得も向上していくのかとこのように考えております。そういう意味では、去った2月の20日の観光協会の設立を含めて、これからは農商工連携、商工会、そして観光協会とも連携をしながら、今帰仁村の発展のために頑張っていきたいとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時42分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではただいまの御質問にお答えいたします。

まずは今帰仁村の村民所得について。の件でございますけれども、先ほどの村長の冒頭の答弁の中で、平成20年度市町村村民所得で見ると、本村は127億500万円で41市町村中25位となっており、北部12市町村では5位となっているということでございますけれども、決してこれで満足しているわけではなくて、1人当たり市町村村民所得は135万円。これについては先ほど申し上げた村民の総所得が127億500万円で、これを村の総人口で割ったのが1人当たり市町村村民所得135万円ということでございます。そういうことで、1人当たり村民所得については、最下位それから村民の総所得については、全県で41市町村中25位。それから北部では5位という調査結果を報告申し上げたわけでございます。

それと所得は何を表しているのかということでございますけれども、これは村民所得における所得というのは、総収入から必要経費を差し引いたものと基本的にはとらえております。これと同じような考えをしたときに、職員の給与所得というのは職員の総給与収入、つまり給料プラスの諸手当の総額から必要経費を差し引いたものを職員の給与所得であります。

それから3番目のトータルではなく、1人当たりの給与額、これは給料と諸手当を合計したものでありますけれども、これについてはやはり、平成22年度の状況から見たときに、1人当たりの給与額については31万9,300円と、統計上、県の市町村行政財政状況の中で、そのように報告されております。

それと職員の年収については、これの12月としたときに383万1,600円ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時45分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 答弁漏れがございまして、まず組織から申し上げます。

村長の冒頭の答弁の中で、村の企画政策立案、担当部局の充実強化ということで理解しておりますけれども、これにつきましては、平成20年度の機構改革でその当時、9課1局体制でございましたけれども、6課1局体制という形で3課を整理統合をしまして、平成20年度からスタートしております。そのときに、企画振興課というのがありましたけれども、総務課に統合されております。その関係で、現在、企画政策立案部分については、総務課の中に統合されている関係で、独立した課の中での企画立案体制とは、やはり内容が変わってくるということがあります。そういう関係で、村長からも答弁がありましたように、4月、3月末ないし、できる限り早い時期にワーキングチーム、これは正式に申し上げますと、今帰仁村行財政改革協議会ワーキングチームというのが、設置要綱がありますけれども、これに基づいてワーキングチームを立ち上げて、各課から構成されるまた外部からも参加する形で、そのチームの中で十分検討しながら、企画、村長の政策、企画立案部門の強化を図っていきたいということでございます。

それとまたもう1点の今回の要望事項でございまして、村長からも答弁ありましたように、1月の早い段階から、今回の一括交付金の決定を受けまして、県からもこの短い期間で事業について提出するという期限が迫っておったものですから、とりあえず村長、陣頭指揮のもと実施計画について立案しまして、35の事業だったと思いますけれども、それをまず立案計画しまして、とりあえず県に提出した状況でございまして。

県はまたこれを各市町村から受けまして、とりまとめて、やはりこの一括交付金の趣旨に合うような事業を県がとりまとめて、一括して国に申請するという形になるものですから、やはり個々市町村から上がってきた計画については、県のほうでも審査して、該当する可能性のあるものについて、上げるという形で3月まで今日までできておりますけれども、4月の初旬までにさらに市町村で精査をしながら、県とも連携をしながら、該当可能な事業について提出するというので、本村では主に観光事業を中心にこの今回の実施計画を精査しながら、4月初旬の提出に向けて今、取り組んでいるところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

村民所得の中で、1人当たりの村民所得については何を表すかということでございますけれども、先ほども概要は申し上げたつもりですけれども、村内の居住者の雇用者報酬、それから企業所得及び財産所得を含んだ村民の所得ですね。その村民所得というのは、その総収入から必要経費を差し引いたものだというふうにして理解しております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時55分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 答弁漏れに対してお答えいたします。

これは県の企画部統計課が発行しております沖縄県市町村所得によるものでございますけれども、市町村所得推計というのは、県経済の活動をこれは村の経済の活動を生産、分配の両面からとらえたものであり、地域住民に最も身近な行政区域である市町村の経済規模、生産構造及び所得水準を明らかにしたものであると位置づけられております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時56分)

6番。

○ 6番 座間味邦昭君 忘れないうちに2点目から話します。

先ほど村民所得に対して、給与ではないと。給与の水準を表すものも1つであるということは、ひとつの統計上、だからそんなにまで給与とは言わないけれども、それに値するようなものであるということの中で、1人当たりの村民所得というのは、ある意味この地域の、村民の経済力を示す指数なんです。この意味がわからないで、ただ給与じゃないとか、ただそのこの統計というのは、マクロ的なミクロ的ないろんなもとでつくられているんです。その統計には意味があるんです。特に国勢調査にしてもしかり、所得にしてもしかり、この地域の実情を表すんです。村税もしかりです。これをもって村の問題点は何とかか、というのはすべて出てくるのです。そこを把握しないまま、ただ統計が130万円でしたというだけで済ますような行政運営であるならば、それは大いに間違いなんです。本当に地域の実情、数字をあらわすんです。人口も税金もこの数字が何によってただ単純に足し算、引き算だけで示されているものではなく、所得というのは、何年後かにはまた経済状況によって動くのです。例えば平成20年度の村民所得は一生この所得かという、あとでまた年数がたったあとの経済状況を見て、ちょっと動くんです。それぐらい細かい数字をもとに計算されているんです。この意味をわからないまま行政が運営されているというのが、どうしても理解ができない。そういう中で給与ということではっきり断定はできないけれども、給与の水準もそれに使うような数字であるということをおっしゃっているんです。だからそんなにまで論点はずれてはいないんです。先ほど、それでこの辺もう一回、所得に対しての認識、統計に対して県が、国が掲げる統計に対して、もっとシビアに数字を見ていかないと、数字が出たから「はい最下位でした」「頑張りましょう」という話ではないです。そこには生活があり、村の財政がかかっているんです。もっとシビアになって考えていかないと、この辺再度、この統計に対して、もう1回村民1人当たりの村民所得に対しての認識をお伺いします。

それと先ほど、ちょっと例えがまずかったのか。私は役所の職員という話ではなく、ちょっと間違ってしまったということで、もう1回再度確認しますけれども、北部市町村で5位と。これ人口の総額は、人口によってかわるんですよ。人口が多ければそれは当然なんです。ちょうど所得の5位というのは、北部市町村の人口の順番を見ても5位と、全くそのとおりなんです。だから1人当たりの村民所得が大切であって、中身が大切なんです、総額ではないんですよ。だからこの辺の統計に対して、もっとシビアに考えていただきたいので、答弁を求めます。

それと年収380万円ということで、所得ということで、ただ私がどうしてもこれは私の勉強不足ではあるとは思いますが、どうしても平成22年度というと、給与総額というのは、4億974万1,000円、手

当に関しては1億9,647万9,000円、トータル6億622万円という数字が出て、105名の職員からは577万円になるんですね。そこでいろんな税金あたりとか、手取りとしてのあれはわかるんですけども、200万円の差が出ているところに、これはちょっと私がまだ勉強不足の部分もあって、この辺の説明、この差はどのように出てくるのか。普通単純で総額割る人数割れば平均が出てくるというのはわかるんですけども、1人当たりですね。この辺でちょっとこの差額が出たということに関しての具体的な説明を求めます。この辺が村民所得とか、1人当たりへの経済力、給与水準、その辺を把握しないと本当に村民の思いとか、目線とか、立場とか、絶対理解できないんです。この今、何が今帰仁村にとって現状、数字で表している現状の裏には何があるんだと。そこを理解しなければ、絶対に村民の目線や立場や思い、痛み、絶対にわからないと思います。だからこの統計に対してはすごくシビアに考えていただきたい。

この基本があって、1番目の質問を再度しますが、村長こういう現状を把握した上で、一括交付金というのは、またこの地域の実情、そういった未来に向かってこの問題点を解決するためにはどうするんだと。今帰仁村の振興はどうするんだと。企画部門をつくるという話していますけれども、企画部門だけつくればすむ話ではないです。ここには魂が必要なんです。村長がどうしたいという思いで、ある意味、どこでしたか、最後にワーキングチームをつくと。こんな時間のかかる話をするのかと。世の中はものすごく速いですよスピード。ワーキングチームをつかっていたら、もう一括交付金を早く形をつくらないと、予算を組まないといけないという中で、本当にトップダウンでないといけないんです。村長の思いなんです。長期ビジョンなんです。そこに私がこういう村づくりをしたいんだと、その一括交付金で本当に自分の政策が思いをもって今帰仁村の振興を図りたいんだと。そうするために、じゃあ今年はどういうことから積み上げようかということから始まっていくのに、今から村民の意見とか聞いて、何年後に形をつくるんです。交付金はあるお金から使っておけばいいという解釈なんですか。こんな問題ではないと思いますけれども、この辺村長、もう一度、企画部をつくれればいい話ではない。企画部をつかって、魂を入れないといけないんです。そこには村長の思いなんです。今帰仁村振興のために、私はこう考えるんだと。その10年後にはこうしたいんだと、だから今年はこれから始めようかと。今年このビジョンを達成するためには、何から始められるかということから入って、事務方はその整合性を合わせるために事業をどういう形をつくらうかということが始まっていくと思いますけれども、全く平成24年度の村長の施政方針で第4次総合計画基本構想のスタート年にあるというんですけども、私は平成23年度の後期の構想計画しか知らないんですよ。平成24年度が今年からスタートする基本構想が、スタートするとかというのがわからなくて、第4次がですね。そしたら全く何をもって未来をかいているのかが、議員のメンバーはだれもわからないと思うんです。この辺で思いが全くこの未来に向かっていて魂を感じられない部分があるので、その再度、第4次振興計画というのはもう冊子できているのか。できているなら1日でも早く配るべきではないですか。議員に対しては、できたら村民に対してもですよ。これはある意味、未来のことを10年間の計画を立てていると思いますので、その中身も自分らは知らない。全くわからないんです。この魂が見えてこないものですから、再度村長にこの辺の計画から、どういう一括交付金を自分はやるんだという思いとか、熱い思い、それは必ず実現するんだという行動力、突破力を示していただきたい。そして未来を10年後の今帰仁村はこういうふうにするんだというぐらいの思いを見せないと、一括交付金

なんか使いきれないと思いますけれども、この辺再度、村長に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

村民所得の件でございますが、135万円とこの数字については、これは県内最下位だということを考えたときに、この脱却については、村政の一番大きな課題だと、このように考えております。そういう中で、これまで私が基本的な考え方として農業を基本に、そして観光と結びつけた村づくりをすることによって、今帰仁村の活性化につながっていくと。それが村民所得の向上につながっていくと。このように考えております。その中で平成24年度から一括交付金がスタートするわけでありましたが、この活用をしっかりと行うということにつきましては、これはワーキングチームで今からすべてやるという意味ではなくて、これは長期的な話もあるわけです。一括交付金は今年で終わるわけではない。初めてのものなんで、これをうまく活用していくには、やはり村民の知恵を全体で考えることも必要かということをお願いしているわけでありまして、その中で企画につきましても、これまでの担当、この役場の機構ではこれからの一括交付金という場合には、やはり企画部門の充実が必要だということを強く感じておりますので、その強化を図ってきたいということでありまして。

基本構想の策定の状況につきましては、詳しい状況については総務課長から答弁をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 質問にお答えいたします。

第4次総合計画の進捗の状況でございますけれども、これにつきましては、現在第3回の策定委員会は終了し、そして第2回の審議委員会も終了しまして、来る3月21日に最終的な審議会、第3回の審議会が開催されます。その中で、この基本構想案が検討されまして、3月末には基本構想が村長に答申されるという予定となっております。

それと村民1人当たりの所得135万円ということで、県内において最下位の状況であることについては、これにつきましては直ちに市町村、今帰仁村職員の課税、給与所得ということで表現しておりますけれども、192万6,000円と直ちに比較することはできませんけれども、ただ先ほどお答えしましたように、この村民所得というのは村の経済活動の1つの状況をあらわすものであるという観点から、やはりこの村民1人当たりの所得と職員との給与の格差、所得の格差については、これはまさに真摯に受け止めて、村民の所得の向上については、やはり最大の努力をして取り組んでいかなければならないことと思っております。

それからまた所得とまた市町村民所得と職員の所得、課税所得との関係でありますけれども、職員の課税所得については、給与の総収入から必要経費、それから各種控除をしてあとの額を課税、給与所得ということで192万6,000円と推計した次第でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午後3時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後3時20分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 答弁漏れについて、お答えいたします。

先ほどの座間味議員の推計した給与所得と給与と、私のほうから説明を申し上げた200万円以上の差額については、給料のみの総額を申し上げて、諸手当については含んでいなかったということでありまして。そういうことで、それを含めていくと同額程度になっていきますので。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後3時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時35分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 先ほどの質問の答弁に対して誤りがありましたので、訂正し、説明いたしたいと思っております。

先ほど申し上げた所得については、383万1,600円ということで申し上げておりましたけれども、これにつきましては、職員手当が入っておりませんでしたので、それを加えて1人当たりの給料額を算出いたしますと、577万3,523円となります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を求めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 先ほど数字の問題で、ちょっとかみ合わない部分があったんですけども、私が思った数字になったということで、実は村民所得というのは一概に給与という形にはならないんですけども、ただ1人当たりの経済力という中で、今帰仁村というのはすごい経済力とか経済が乏しいという中で、やはり役場の職員の給与というのも570万円年収であると。そういう中でやはりこれはこれとして、自治法のもとに均衡の基準があって、そういうふうになっていきますけれども、せめてこの村民の経済力のアップ、格差の是正というのを徹底的に役場は命題として村民の所得向上、経済力のアップを推し進めていくためにも、まさしく統計とその裏にある数字のものに関して、もっと真剣に取り組んで、本当にその振興計画も本当に北部、今帰仁村の振興に値する、本当に村長がトップダウンで村民から今から意見を集めて何とかではない。本当に村の発展をどうするんだという、村長の思いなんです。その現状を踏まえて、定住人口が減っていく。所得が減っていく、もう最下位、毎年最下位、毎回見てもビビらないですよ。「今年もか」というような中で、村長に最後に答弁を求めたいと思っておりますけれども、この一括交付金を活用した。本当に村長が10年後の今帰仁村をどのように描き、行動を起こしていくか。またその一括交付金を生かしていくかということをお願いして、村長に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今帰仁村の村民所得が毎年と申しますか、最下位ということにつきましては、非常に重く受け止めております。その脱却のために、村長としてもいろんな施策を講じて、脱却していきたいとこのように考えております。特に平成24年度から一括交付金という新たな交付金事業が始まりますので、それをしっかりと活用して、今帰仁村の発展のために、先頭に立って頑張っていきたい。そしてこの採択に向けても、議員から御指摘のあるように、総合事務局、県のほうにも直接出向いて頑張っていきたいと、こういう決意をしております。

○ 議長 久田浩也君 次に山内 聡議員の発言を許します。7番。

○ 7番 山内 聰君 議長、休憩を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午後 3 時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午後 3 時38分)

7番。

○ 7番 山内 聰君 平成24年第1回定例会に当たり、さきに通告してあります2点について、質問いたします。

1. 村長の3期目に向けてのお考えをお伺いします。①立候補の予定と表明の時期について。②7カ年余の検証と今後の取り組みについて。

2. 世界遺産今帰仁城跡・村葬斎場の案内表示板について。①国道・県道等の案内表示板を関係機関に要請してはどうか。②村独自に案内板を設置してはどうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず立候補の予定と表明の時期についてですが、私は平成16年8月23日に就任し、この7カ年間、公約実現のため、各施策に取り組んでまいりました。平成24年8月22日の任期満了を迎えるに当たり、3期目への挑戦を決意しております。

次に、7カ年の検証と今後の取り組みについてですが、7カ年の検証をしっかりと行い、心機一転3期目に向けて臨みたいと思います。2期の実績を生かし、これまで以上に農林水産業の振興を図ることはもちろんのこと、観光協会を中心に観光振興を推進します。あわせて6次産業を活用した取り組みを進めながら、農林水産業と観光を結びつけた産業の育成充実を図ってまいります。また、健康長寿村プロジェクトを活用して「活力と安らぎのある健康村づくり」を推進する中で「安らぎと癒しの村 今帰仁」の構築を図ります。村政運営の柱として掲げております地域福祉の充実、北山学園構想においても、実現に向けて取り組んでまいります。

施策を推進するため、良きリーダーとして「集中と選択」を理念にメリハリのある村政を目指し、一括交付金の有効活用を行います。

今後も行政の情報を広く発信し、開かれた村政運営を構築します。村民との対話を重視し村民の意見や考えを聞く機会を大切にするとともに、広く村民の目線に立って行政改革を推進し、村民のために全力投球で村政運営を行う所存でございます。

次に、2の御質問にお答えします。①国道、県道を維持管理している北部土木事務所の維持管理班に、案内表示板の追加等の手続方法等について、確認をしてきました。

著名地点道路案内標識の追加及び新規については、著名地点の重要度区分（ランク1～4）により、「沖縄ブロック道路標識適正化委員会」の審査、認定により設置していくとのことです。葬斎場の案内表示については、単に公共施設の案内をしたいというのではなく、何らかの重要性及び必要性を検討して判断するため、容易に設置できるものではないとの厳しい見解でございます。

世界遺産今帰仁城跡の標識については、世界遺産に登録されている著名地点ということで、世界遺産登録されている今帰仁城跡は、ランク2に著名地点区分されており、世界遺産を追加するかもしくは共通の

ピクトグラムを使うかなどについて、沖縄ブロック道路標識適正化委員会で議論されているとのことですので、今後、関係部署へ表示の追加を要請していきたいと考えております。

②の質問にお答えいたします。村独自の看板を設置してはどうかとの質問ですが、平成18年12月第4回定例会におかれましても、山内議員から同様の質問があり、村外から来られる方々への利便性を図るために、立て看板の設置をしていくと答弁しておりますが、立て看板では道路法第32条の違反になるので設置を見合わせました。

この件につきましては、今後、沖縄県の道路占用許可を得て、山岳方面からのルート、呉我山方面からのルート、運天港方面の3方面から村外の方々の利便性を図るため、案内表示をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 今、村長が表明されるということで、大変嬉しい限りであります。3期目の挑戦頑張っていたきたいと思います。

その中で、これはある意味で村民の声としては、琉球新報には新聞には載っていたけれども、タイムスには載っていないと、村長は本当に正式表明しているのかという声がありましたので、私はあえて一般質問で申し上げているわけです。

それで、タイムスの方も新報の方も来ていらっしゃると思いますけれども、これは中立・公平という立場でも、あまりこういうことはなさないほうがいいと思いますので、今後両方呼んで正式表明という形で、今後いろんなことをやっていただきたいと思います。

そして②の7カ年余の検証と今後の取り組みについてでありますけれども、特に成果を上げた施策、反省すべき施策を伺います。

そして回答の中にあります良きリーダーとして集中と選択を理念にメリハリのある村政を目指すとありますが、具体的な方針について伺います。

2. 共通のピクトグラムとありますけれども、私も勉強不足であまりわかりませんので、担当課長、説明を再度求めます。

そして道路使用許可が前回は得られなかったということでもありますけれども、今回は得られる可能性はあるかどうか。これはもう村内外から来られるお客さんは、今帰仁村の葬斎場はわかりにくいという声が大分あるんですよ。名護市などは市役所から白金橋方面に抜けていく葬斎場の看板もちゃんと上がっております。これはいろいろ村長の御答弁にもありましたけれども、いろいろ標識、何とか委員会で審査されるということでもありますので、それも踏まえて、村独自のものも含めて、例えば立て看板等でもいいわけですから、利便性を図っていただけるかどうか。再度質問をいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの答弁で集中と選択、メリハリのあるということと、これまでの7年間の実績であります。私が就任した当時は、小泉改革の三位一体改革の真っ最中でありました。その中で、地方交付税が3億円、4億円減らされているという状況がございまして、行財政改革が叫ばれている状況でありました。その中

で、議会の皆さん、そして村民の理解を得ながら、行財政改革を断行いたしました。そういう中で、職員定数の139人から114人、議員定数も18人から13人、現在は11人でございますけれども、農業委員初め、各委員の皆さんの定数軽減を図りながら村財政の立て直しを図ってきました。そういう状況の中で、今も厳しい状況ではございますけれども、財政的にはある一定の成果を上げているところでございます。その中で、村長就任、最初に採択をしたのが村づくり交付金事業、今現在、与那嶺から平敷、西地区ですね。謝名から仲宗根の中部地区、西部地区と、その採択に向けて努力をして今現在、各集落の整備を図っているような状況でございます。

それと先ほども水道事業の件も一般質問にもございましたけれども、やはり水道事業の安定供給、水の安定供給を図るために、水道事業の整備もしているところであります。

もう1つは、北部振興策事業、この中では農業につきましては、平張り強化ハウス、そして今帰仁城跡の整備、運動公園の整備、家畜セリ市場の改築を推進してきたわけでありまして。もう1つは子育て支援という中で、今帰仁保育所の新築、これは今帰仁中学校跡地にこれまで60名でありました定員を90名にしております。そしてお母さんたちの子育てを支援するというので、子育て支援センター、平成23年度につきましては、仲宗根保育所を増設いたしまして、10名規模の増員ということで、子育て支援をしてまいりました。

もう1つは、子育て支援事業ということで、1人お子さんを産めば5万円、村単費で支援をしているという子育て支援もしております。

それから土地改良につきましては、仲尾次地区の土地改良の畑地かんがい事業、その中で被害防止といえますか、強化ハウスの導入、そして簡易ハウスの補強等も今、整備をする予定にしております。

それから羽地大川土地改良区の東地区の土地改良、畑地かんがい事業であります。渡喜仁地区につきましては、畑かん事業が終わりまして、被害防止というか、強化ハウスが今建設されている状況であります。これから継続的に上運天、そして勢理客、天底という状況の中で整備を進めていく計画であります。その他にいろんなことをやってまいりましたが、時間がありませんので、この辺に止めておきたいと思っております。

集中と選択というメリハリの話であります。今帰仁村は財政的にも厳しい状況にはございますので、やはりこれまでこういった改革をしてきましたけれども、今後は本当にやるべきところには、しっかりと集中をして、予算を計上して、村民の期待にこたえていくと。そして無駄があるところについては削っていくと。そういう強い指導力を発揮して、今後村政運営を図っていきたくてこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時55分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れでございます。

今後の課題といえますか、やり残したということでございますが、いろいろございますけれども、私が農業と観光を結びつけた村づくりという中で、今年の3月20日にやっと念願の観光協会が設立されました。それを受けて、今後この観光協会を中心に今帰仁村の観光発展につなげていきたいと思っておりますが、

来月の4月21日のハーフマラソン、それから去った1月21日から2月5日まで開催されましたさくら祭りを初め、この継続発展をさせていかなければならない。このように決意をしております。それからきょう一般質問にもありました北山の風についても、2カ年間補助事業がございましたけれども、このことにつきましても、継続をさせるために県の助成、そして一括交付金の活用を図って、今帰仁村の中学生、北山高校の子供たちが一生懸命頑張っておりますので、継続できるように頑張っていきたいと、このように思っております。

それから先ほど、座間味邦昭議員からも村民所得のことがございました。これにつきましては、これは村政の大きな課題でありますので、沖縄県最下位を脱却するために、強い決意を持って頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 世界遺産今帰仁城跡及び村営葬斎場への案内板表示についての御質問にお答えいたします。

世界遺産を追加する、もしくは共通のピクトグラムということで、ピクトグラムとは何かということがございますので、まずは道路、県道、国道に大きな看板を設置するためには、どうしても県の重要度に応じたランク1から4までの間で設置しなければならないということでありました。重要なランク1としましては、海洋博とか平和祈念公園とか、大きな県の観光の目玉になるようなところがランク1になっているようでございます。

ランク2には世界遺産に登録された座喜味城であるとか、勝連城、今帰仁城が含まれているとのことでした。

それで世界遺産登録表示につきましては、字を世界遺産としてうつのか。世界遺産というのをぱっと見て入れて、すぐわかるようにするのかですね、今議論していくということのお話でございましたので、その辺に向けて、字の表示か、字の表示でもピクトグラムを使うか。絵の表示を使うかについて、強く関係機関に要請していきたいということでもあります。

あともう1つの質問で、独自の看板はどうかということですがけれども、平成18年度の答弁、12月の定例会の答弁ですがけれども、県道それから国道を介しますので、道路使用法第32条の関係があります。その関係で独自の行政で向上的に設置する看板でございますので、看板ではちょっと許可が厳しいのかということでもちょっと保留になっていたとのことです。今後、村長の答弁にもありましたとおり、道路維持課のほうと調整しながら道路占用許可をもらって、葬斎場のみならず、福祉関係施設についても、全体的に考えていく中で整備をしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 村長の思いは十分理解したつもりです。その中で、先ほど座間味議員からもありましたけれども、トップダウンという言葉がありますけれども、村長も答えになったように強い指導力というのは、ある意味で必要だと思います。これはなぜかということ、これは指導者というのは、いろいろな意見は聞くことは大事ですがけれども、聞いた上で判断なさるのは、村長みずからの御意見を聞いて、強い決意と今後の村の発展に向けて強いトップダウンもときには必要だと思いますので、どんどん進めてい

ただきたいと思います。今後の施策も含めて、新しいのも含めてやっていただきたいと思います。

それと道路使用許可の件ですけれども、こちらの村の行政の角のほうと、対角のあれは村有地ですか。そっちにも看板ありますけれども、そこらあたりも上にでもいいし、継ぎ足しといいますか。こういう感じで葬斎場の看板は、葬斎場入り口の案内はやれると思いますので、そこら辺のところも今後検討していただいて、先ほど保健課長が、予防課長がその他を含めて予算措置していくという考えでありますので、ぜひこれを実現させていくように求めて私の一般質問を終わります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

(延会時刻 午後4時00分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年3月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月21日 午前10時00分		
	散 会	3月21日 午後2時34分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	島 袋 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第6号

平成24年3月21日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

一般質問に入る前に、去る3月19日の会議におきまして、山内議員の一般質問に対する村長答弁で観光協会の設立を3月20日と答弁したことに對しまして訂正の申し入れがございますので、村長より訂正をさせます。それを許可します。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 去った3月19日の山内議員の一般質問の答弁で、今帰仁村観光協会の設立日を3月20日と答弁いたしました。2月20日でありますので訂正をさせていただきたいと思っております。今後の発言については慎重に発言をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 日程第1.「一般質問」を行います。

9番 山城 太君議員の発言を許します。9番 山城 太君議員。

○ 9番 山城 太君 おはようございます。平成24年3月定例議会において、さきに通告した点についてお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時02分)

9番。

○ 9番 山城 太君 茸生産施設についてであります。①茸第2施設の公募状況について。1. 2社の応募があったが、後日取り下げた理由について、説明・答弁を求めます。

2. 村内業者が取り下げた理由の中で指摘された生産設備に対する疑問点に関し、村はコンサルに疑問点の確認を行い、設備の技術的な問題点の解決を図ったのか、説明・答弁を求めます。

3. 再公募はいつ行うのか。もし条例違反を犯した業者や関係者が公募に参入した場合の村の対応はどうするのか、説明・答弁を求めます。

②に茸第1施設の運営についてであります。1. 現経営者との契約解除申し込みの進捗状況について、詳細なる説明・答弁を求めます。

2. 契約解除後の運營業者の公募はいつ行うのか。これも詳細な答弁を求めます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

①について。茸第2生産施設の管理、運營業者の募集については、平成23年12月7日から12月28日までの募集期間とし、「広報今帰仁12月号に掲載」「村区長会での募集案内」「村ホームページに掲載」「村商工会への募集案内」を実施し、期限までに2社からの応募がありました。

平成24年1月10日に申込者に対する説明会を実施し、2月10日までに2社から計画書の提出を受けました。

1社は応募資格に合わないもので、応募を取り下げるよう指導し、平成24年2月20日付で取り下げの文書を受理しました。

別の1社については、本生産施設の生産設備施工業者と当該応募業者の間で行われた協議内容と、本土の茸関係者からの調査等を検討したところ現段階では事業を進めることについて、不可能であるとの判断により、公募の取り下げを平成24年3月6日付で提出がありました。

そこで、村といたしましても生産設備施工業者に対して聞き取り調査を行うために、平成24年3月9日付文書で、日程調整を行っているところでございます。

再公募については、実施していく計画で、「広報今帰仁4月号に掲載」「村区長会での募集案内」「村ホームページに掲載」「村商工会への募集案内」による公募を予定しております。

応募業者の受付については、応募資格要件に合致する業者であれば受け付けいたします。

②について。茸生産出荷施設（エノキ工場）の現在貸し付けております業者との契約解除については、平成24年2月13日付文書で申し入れを行っておりまして、解除に向けて調整している段階にあります。

同施設の公募については、契約解除に向けて調整中でありますので、合意解約のめどがつき次第、検討いたしたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 応募のあった2社の社名のほうと所在地の答弁、そして1社は村内業者だと思っておりますけれども、その村内業者の村側に取り下げ願いを出したと思っておりますけれども、それを読み上げてください。

そして、第2施設のほうの選定理由ですね。この施工業者の。選定された理由があると思っておりますけれども、選定された会社とコンサル、その説明をお願いします。

次に、第1施設の運営なんですけれども、村長が議会側に出した平成23年12月26日、今帰仁村茸生産出荷施設に関する対応策について（報告）であります。それも読み上げていただけますか、確認のためです。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

まず、1点目の応募業者の社名ですけど、まず1社目はマッシュファーム今帰仁。所在地は仲宗根であります。もう1社目はベストマッシュ今帰仁。所在は字仲尾次になっております。

それでは、最後の業者からの取り下げについて。これは今、御質問の取り下げの文書については農業生産法人株式会社マッシュファーム今帰仁からの取り下げの文書だと思いますので、読み上げて説明しておきたいと思っております。

応募の取り下げ願いということで、村長あてに来ております。当初は今帰仁茸第2工場の指定管理者に応募しましたが、下記の理由で応募の取り下げをお願いいたします。①本工場の設計コンサルであり工場本体のシステム製作設置工事を受注した（株）ダイフクさまの現場担当者に、本工事のシステムに設定したエリンギの種菌を教えてほしい。当社が選定された場合には貴社が以前に施工した工場で視察研修を受ける世話をしてほしい。本工場が稼働してからの指導・助言もお願いしたい等の要望を伝えたところ、私たちはエリンギの栽培については責任はなく、いずれもできませんとの返答を得ました。ただし、工場のシステムの運転方法については指導するとのことでした。私たち地元のメンバーが工場を運営するのにメーカーの栽培指導が得られないと、茸の安定生産は不可能です。

②上記の結果を踏まえ、本土のエリンギ栽培業者、元栽培業者、設置取り付け業者、研究者等に指導・助言を受けに行きました。私たちが会ったすべての専門家の共通した意見として、エリンギはほかの茸に

比べて栽培が格段に難しいとのことでした。また、図面等、今回指示された資料を見せたところ、この設計でこのまま栽培したら、一定期間経過後、雑菌汚染により確実に収量低下を起し、事業継続不能になるだろうとの意見をいただきました。全国有数の茸生産地である長野県中野市の茸関連業者の話では、当地域では設計施工メーカーが1年間は受託栽培を行い、当初予定どおりの収量が上がるのを証明してから施主に引き渡す。もしくは、予定どおりの収量が上がるまでつきっきりで指導するのが普通だそうです。

③もし②の通告が正しいとした場合、この工場で安定生産を図るためには相当程度の改造が必要になりますが、補助事業の関係上、改造が許されるのか。またその費用は設計会社のほうで負担できるのか等を考えてみた場合、①でメーカー側の示した基本姿勢では不可能だろうと判断しました。

上記①、②以外にも幾つかの不明点、不審点がありますが、現段階の状況で事業として成り立たすのは不可能だろうと判断し、今回の応募を取り下げることになりました。ここにきて応募を取り下げることにより村当局を混乱させることをおわびいたします。平成24年3月6日、農業生産法人（株）マッシュファーム今帰仁。代表取締役 外間亮。創業担当取締役 外間宏正。

もう1点、12月26日の今帰仁村茸生産出荷施設に係る対応等についての報告ですが、読み上げしたいと思います。今経第269号 平成23年12月26日、今帰仁村議会議長 久田浩也殿。今帰仁村長 與那嶺幸人。今帰仁村茸生産出荷施設に係る対応等について（報告）。平成23年6月定例会以来、本来の茸生産施設の設置趣旨に沿った適切な管理運営に資するため、（有）今帰仁きのご園や村議会と協議・論議を重ねてまいりましたが、今回これを厳粛に受けとめ、下記のとおり対応等をしたく報告します。記、契約解除する理由について。平成18年4月より今帰仁村茸生産出荷施設の管理を農業生産法人（有）今帰仁きのご園に貸し付けていた。これまでの同法人の行為は、本村が以来する資料提出に対する態度及び機械設備増設工事台帳に記載されている費用の支出を確認できる資料の提出を求めているが対応できない等々の不透明な運営に疑義が生じている。このことは村民に対する信頼関係、透明性、説明責任が果たされていない。また、11月9日に行われた三者協議会において、本村に一方的に送付された（（有）乙羽有機から（有）今帰仁きのご園に経営移譲の経緯）文書を本村に断りなく協議会に提出されたことに対して、大変不快感を持ったところである。以上のことから、本村と（有）今帰仁きのご園との信頼関係が損なわれた。ところで、同代表取締役 丸野精二氏は7月に行われた運営協議会をはじめ、再三にわたり「地元で経営できる方がいれば引き継ぎたい」との発言をしている。以上のことと茸生産出荷施設の建設事業の本来の目的である地元で雇用の場所を創出し、就業機会の確保と後継者育成に努めることであることから、地元で運営させるべきであると決断した。よって、1月中には解除の申し入れについての文書を（有）今帰仁きのご園に送付し、できるだけ早く同代表取締役 丸野精二氏と合意解約についての協議を行い、再契約は行わない。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 説明・答弁漏れがございました。2ページ目です。先ほどの茸生産出荷施設に係る対応等の報告の2ページ目。村長及び副村長の減給処分について。理由、今帰仁村茸生産出荷施設

設貸付契約書等に基づく同管理運営協議会の適切な運営を欠いたこと。

②同契約書の適正を欠いた変更契約及び監査役の設置。

③茸生産出荷施設に関する資料に関する提出資料の不備。

④(有)乙羽有機から(有)今帰仁きのご園経営移譲の経緯に対する不適切な対応等々、一連の不幸による。今帰仁村茸生産出荷施設に係る契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等々によって、議会を混乱させたことは業務上問題であり、看過し得ない事案である。処分内容、今帰仁村長及び副村長においては平成24年2月1日から平成24年4月30日までの3カ月間、給料現給の100分の15を減額する。平成24年2月臨時会へ提案。3. 今後の行政運営について。今後はこのようなことを繰り返さないよう、全職員とともに細心の注意を払い、適切な職務の遂行の徹底に努めてまいる所存である。報告書を読み上げました。

もう1点、第2生産施設の現在の業者への選定理由でございますけれども、これはまず一般公募、一般競争入札の総合評価方式という方式をとりまして、まず第1回目の公募を1週間行いました。そのとき1社からの応募がありました。それを終えまして競争性の確保という観点から、2回の公募を実施しました。そういう中から業者選定委員会の中において今回発注をしました業者を選定してもらい、答申を受けて発注しているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。茸第2生産施設の選定理由を読み上げてくださいということですので読み上げます。茸第2生産施設整備事業、生産施設工事です。選定理由ですが、沖縄県初のエリンギ、クロアワビタケ茸生産施設建設を図るため、全国で大規模に自動走行システムと特殊空調システムを融合した自動省力化設備を導入し、茸栽培で成果を上げている京都のみずほ農林及び新潟県十日町きのこ栽培センター、四日町きのこ生産センター、ゆきぐに森林組合、松之山きのこ、その他を視察・実習するとともに、その施設納入業者である(株)ダイフクの工場及び常設展示研修館も視察し、茸施設設計におけるノウハウとその留意点について十分に調査・見分研修したと。その結果、過去に今回導入する同様の設備において納入実績の多さと、その後の稼働において確実な成果を上げているのがダイフクであること。各種茸栽培のノウハウに基づく自動省力化設備に積極的に取り組んでいる状況を確認したと。さらに今回の事業計画推進に当初より協力し事業獲得に寄与したことと、過去の当村でのエノキダケ施設での実績にかんがみ、施設建設能力及びその技術力、実績、適正価格それぞれにおいてダイフクが建設業者として十分に実力と信用能力があると実証するに至った。またダイフクは、今回の施設の運営に協力し、エリンギ、クロアワビタケの原原種を供給するタカラバイオ(株)も各種茸技術の栽培システムについて共同開発及び特許の共同出願をしており、既に(株)ダイフクが取得済みの茸栽培特許、茸栽培設備特許番号25027995により、自動走行システムを利用した茸栽培は他社が同等に実施できないことと、既に当村とダイフクにて共同出願するエノキダケの種菌センターと栽培生産センター統合方式、特許会2003291334等の特許技術を許諾流用し他に追従を許さない。新たにエリンギ、クロアワビタケの自動栽培

設備を構築することと、さらに茸業界における種菌登録栽培特許等による両者間の技術専有化、それをもとにした民間企業の革新に勝ち残り、永続的な運営を確保するため沖縄の風土、特異性を熟知した当村と運営母体及び（株）ダイフクで新たな茸生産施設、特許許諾及び関連新特許申請予定の技術専用化を目指すこととした。これを他の理由により他社にない雇用技術と過去の唯一の成功事例をかんがみ、地方自治法施行令第167条2の照合をし、（株）ダイフクを選定、採用することにした。別紙に個々の講師または施設工事別業者選定理由ということで、これもよろしいでしょうか。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 長々、どうもありがとうございました。

村長、この取り下げとこの選定理由を確認してどう思われますか。矛盾というか違和感を感じないんですか。この選定理由、今はそのまま、丸ままになっているんですか、この現状で。極力変わっているところもないんですか。設計も当初と変わったり、いろいろ変わっているような話が聞かれるんですけども、これは確認していないので答弁はいらないんですけども。それとですね、最初の報告の茸生産出荷施設に関する対応についてのあれなんですけれども、最後のほうの1枚目の後半3行、下の3行。平成23年12月27日の報告、1月中には申し入れるとなっていますよね。それが何で2月になっているんですか。文書を1枚だけ出して終わりですか。解除する気持ちはあるの、あれだけ言っておいて。解除の理由もただただあっちの語尾で、村内にやりたい業者がいるんだったら任せます。これだけうのみにして解除できているんですか。それと、この応募の取り下げと選定理由。その中で応募の取り下げに対してコンサルト、これも1回文書を送っただけですか。普通なら電話をして、すぐ来なさいと説明責任を果たしなさいと言うべきじゃないですか。そのもろもろが15%減給になっているわけですよ。今月からは減給になりますよね、村長。その中で先日の出馬表明とか、時期尚早です。タイミングが悪すぎますよ。ちゃんとういったもろもろを片づけてやるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

当該業者の取り下げ理由の中にあるものをどのように対処したかということですが、まず、今回の取り下げという中で経済課としましては村内業者の管理運営ができるように全面的バックアップをしてきた状況がございます。そういう中で2月10日の計画書提出以来、さまざまな便宜も図ってきたと思っておりますけれども、その中で2月10日の契約書提出から3月6日の取り下げまでの間に、その取り下げ理由の中にある業者との、はっきり申し上げればこのダイフクとの話し合いということについて担当課である経済課にもその協議をしてほしいというのがあれば非常に助かったんですけども、その中で一言もなかったということは非常に残念に思っております、2月10日の事業計画の提出以来3月6日の取り下げの間に、いわゆるダイフクとの協議について私ども経済課、私、経済課長なりに話がなかったことは事実なんです。そういう中で、それを受けまして私も今回の取り下げについては非常に残念で、びっくりしているような状況の中ですぐさま9日には当該ダイフクにも調整の文書も送りまして、メールも送っているような状況で、議会等がありまして年度末の件もありますので日程調整についてはきょうから沖縄に入っているものですから、きょう、あす3日間のうち調整するような日程はとっております。ただ、それは今

現場におります現場代理人との話し合いだけで済むような世界ではないので、それで時間がかかっているような状況がございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

茸生産出荷施設の解約のことでございますけれども、これにつきましては話し合いによる合意解約に向けて今、話し合いを進めているわけでありますが、なかなか日程の調整がつかないという状況もございまして延び延びになっておりますが、来月の初めごろには運営協議会を開いて話し合いを進めていきたいと考えております。茸の関連の中で減給ということで、これを解決せずに出馬表明は時期尚早ではないかということではありますが、そういうことも含めて私は、これはみずからの手で解決しなければならないという強い決意を持って3期目の出馬を表明したわけであります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほどの選定理由と農業生産法人マッシュファーム今帰仁の取り下げの理由の中で違和感を感じないかということではありますが、先ほども経済課長から答弁がありましたように3月6日に取り下げをしております。その前にマッシュファーム今帰仁の関係者と3月3日に話し合いを持っております。その中では村としてもぜひ地元の業者で運営していただきたいという中で、いろいろお話し合いをして本土のほうで調査するところがあるということがありましたので、役場からも職員を派遣をして協力をしていきたいという話し合いは持っていたところがございます。その中で両方を話を聞かないといけないというのがございまして、先ほど経済課長からありましたように今、ダイフクの担当者が来ておりますので、ぜひ応募の取り下げの理由について説明を求めていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番、山城 太議員の質問は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 今、ダイフクが来ているから今話をする。こんなことで今帰仁の村長としてやっていけるんですか。マッシュファーム今帰仁が取り下げた時点で、3月3日ですか、そのときにも話があったんですよね。あった時点で向こうに、先方に連絡してそういう事項があると、来てくれないかと言うのが当たり前じゃないですか。村長、当たり前じゃないですか。そんな後手後手に相手任せで、本当に村民に厳しく、県外、村外の人には優しい。これから先も何かあったことに対してはまず身内で隠して、身内で相談して、ふたが開いたときに突っ込まれて、一月後に相談しに行くような、足の遅い対応はちょっと厳しいんじゃないかなと思います。ちょっと的が外れたんですけども。これから茸生産施設第1、第2、どのようにしていきたいのか。それと第2施設はこれから再公募だと思うんですが、公募がない場合、応募がない場合、ゼロ、ゼロ、ゼロというのが続けば、最悪返還命令が出た場合、補助金の。その責任はだれが持つんですか。いろいろ最悪の場合でするので、答弁を求めます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、事実関係はきちっと押さえておきたいなと思ひまして、3月6日の取り下げがございました。その3日前の3月3日の土曜日には取り下げ云々という話ではなくて、これから一緒に研修しに行こうという話でありまして、そのときはいろいろその技術関係含めて、その代表者もこういう知識があるから、インターネットであるからということで、3日前には私を含めて研修をしに行こうという話でしたので、これは誤解なならないように。経済課としましても、この間に何もしなかったわけではなくて、その間に何か契約書の提出から取り下げの間に何かアクションがあればよかったんじゃないかなと、それは非常に感じているところですので、事実関係はきちっと押さえて、そういう中で今回、後手に回っているんじゃないかということなんですけれども、その現場代理人ではどうしょうもないところがございまして、本社から予定をとって来ていただくということで、文書だけでなくメール等でもやっておりますので、その辺は誤解をなさないように、よろしくお願ひしたいなと思ひます。私からは以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思ひます。

先ほど経済課長からもありましたように3月6日に取り下げの願ひがありまして、3月9日にはダイフクのほうに文書で内容を説明してほしいという文書を送っております。第2茸生産施設の公募の件でございますが、先ほども申し上げましたように4月号の村広報に掲載するという事の中で、私は再公募した場合に申し込みをする運営会社がいると考えております。その中で万が一ということではありますが、そういうことがないように万全の体制で運営会社の選定をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 万が一、返還命令ということではありますが、私はそういうことがないようにしっかりと…。なった場合ということについては答弁を差し控えさせていただきたいと思ひます。私はこの運営会社をしっかりと公募でしたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

次に、石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友議員。

○ 2番 石川清友君 平成24年第1回今帰仁村議会定例会に通告しました件につきまして、質問いたします。さきに平成24年度村長施政方針を出されましたが、その中で2点についてお伺ひします。

1点目に、今帰仁村の農林水産振興についてであります。①本村の基幹産業である農林水産業の作物別の年間粗生産額は幾らか。②今年度より、第4次総合計画基本構想がスタートしますが、最終年度の平成33年度における作物別の年間粗生産計画はどのようになっているか。

2点目に、北山学園構想と人材育成の中での①地域型幼・小・中・高一貫教育について。②本村の中学生、高校生の夏休み短期語学研修についてをお伺ひいたします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

1. 本村の農林水産物の作物別年間粗生産額については、村の調査によると平成22年度農産物作付面積生産量生産額で申し上げます。ゴーヤー61ヘクタール、1,445トン、4億5,800万円。スイカ65ヘクタール、1,310トン、2億6,200万円。マンゴー9ヘクタール、84トン、1億9,700万円、パイン19ヘクタール、230トン、2,300万円。さとうきび180ヘクタール、8,334トン、1億6,700万円。菊85.35ヘクタール、3,114万4,000本、13億400万円。肉用牛77戸、2,601頭、3億2,500万円。水産物陸揚量トン、陸揚金額で読みあげたいと思います。運天漁港95.9トン、4,400万円。古宇利漁港57トン、2,700万円となっております。②基本構想は、自治体のめざす将来像の目標を明らかにし、これらを実現させるための基本的な施策の大綱を示すために策定されるものであり、計画期間はおおむね10年を期間とし、これまで本村におきましては3次にわたり策定されてきました。

これまでの構想では農産物別の生産目標額は特に定めておりませんでした。今回策定されます第4次基本構想におきましては、検討課題にしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいまの質問にお答えいたします。

国や県からの研究指定や施策ではない、本村独自の一貫教育構想であります。目的は、本村児童生徒の学力向上と北山高校への支援であります。従来から行っている小中連携、中高連携を更に進化・発展させ、今帰仁の地域特性や人材資源を活用し、学校種間の垣根を取り払い、村内の幼稚園から小学校、中学校、高校までを一つの学園と仮定し、相互連携や改革を目指します。

今帰仁だからできる、今帰仁にしかない取り組みとして地域型としております。将来は教育特区として認定され、さまざまな規制緩和が実現されることを目指しております。

次に、沖縄タイムスの夏休み海外ホームステイ事業と提携し、今帰仁中学校から2名、北山高校の今帰仁村出身者1名を派遣する予定です。

5月より募集を行い、教育委員会で選考の上、人選いたします。この事業も対米請求権事業を活用し、留学費用の3分の2を負担する予定であります。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど今帰仁村の平成22年度の作物別の年間粗生産額の報告がありましたけれども、トータルいたしますと28億700万円になるかと思うんですけれども、これは県の統計で平成18年に出された今帰仁村の農業粗生産額が35億6,000万円ということで、平成17年度35億4,000万円ということで、2カ年間を見ても約35億円前後はあるということで、県の統計が出ております。なぜその数字が出たのか、ぜひそこら辺は当局としても確認しておいてもらいたいと思います。といいますのは、今回、第4次の基本構想を策定するわけですが、その中にはぜひ将来、今帰仁村はこういう地域にする、これだけの農業生産額を上げていきたいんだというような目標設定をぜひつくっていただきたいということで、その件を話しているわけなんですけれども、基本構想については昨年8月1日付で地方自治法第2条第4項が除外されまして、基本構想作成については義務じゃなくなっております。しかし、基本構想というのは

村の目標であり、また村長のマニフェストの一部でもあると思うんです。そこは今回の4次計画をつくるに当たり、第3次の基本構想の総括をやるべきだと。その3次構想の総括をやったかどうか。また、4次構想については義務ではないんですけども、村長としてどういう見解かをお伺いしたいと思います。

2点目の北山学園構想でありますけれども、本村独自の一貫教育構想が将来はぜひ教育特区として認定されるよう頑張っていたいただきたいなと、そう思います。それと語学研修の件なんですけれども、3名の海外ホームステイを計画しているということなんですけれども、これはすばらしいことだと思います。ぜひ、本村の子供たちに夢と希望を与えるような支援策をぜひ続けていってもらいたいし、また、できれば人数の拡大も図っていただきたいと。それと同時にですね、語学研修につきましては村内で希望者には全員村内の現在でも学校跡地には空いた教室もございますので、そういうところを利用して村内の希望する子供たちにはそういう語学研修もできるようなシステムをつくる考えはないかどうか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

農業生産作物別の粗生産の額でございますが、平成18年度と平成22年度の金額が違いますが、作物も少し変わっているんです。キャベツとか、こういうのは入っていないという中で、そういうこともあります。一番難しいのはJAの出荷と申しますか、これまでは結構JAを主に出荷をしていたわけですが、そういう共同出荷をしていない作物もいっぱいあってですね、非常に把握が難しいという状況にあります。ただ、この粗生産額については非常に大事なことでありますので、この調査の方法についても検討する必要があると思っております。3次の総括については総務課長から答弁をさせたいと思います。4次構想についてはですね、これはどうしても今後10カ年の基本的な計画でありますので、非常に大事なものと認識をして、今、準備を進めているところでございます。その中で、これまでそういう統計資料というのか、そういうものについては余り入っていないということもありますけど、10カ年の中での10年後のひとの姿というのは大事な事と思っておりますので、村長としてもこういう必要性があるということは策定の皆さんに申し入れと言いますか、そうしてほしいということは話をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

第3次総合計画の総括ですけれども、現在、第4次総合計画の策定に向けていろいろな諸作業を進めているところでございますけれども、その過程の中で基本的には第3次総合計画を踏まえながら第4次総合計画を策定すると。基本構想を策定するというのが基本でございます。そういう観点から、村民とそれから役場職員、村民の各種団体等の代表者、それから公募等による代表者等も含めて、いわゆるワークショップという形で議論を重ねながら、話し合いを重ねながら考え方を第4次に反映させていくという内容でございましたけれども、この話し合いの中のテーマになるのが第3次総合計画の主要項目となりました5つのテーマです。例えば具体的に申し上げますと自然環境保全に関することですね。それから産業振興、それから生活環境整備に関すること、それから健康・社会福祉に関すること、それから教育・文化振興に関すること、そういったことをテーマとしながら村民とそれから役場職員との間でそれを3次の内容

も総括しながら第4次に向けての基本的な内容を検討してきたところでございます。そういうことから今回の第4次基本構想の中には第3次の考え方を総括しながら反映させていくということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 ただいま石川議員から、北山学園構想並びに海外ホームステイのことについて大変熱い思いを聞かせていただきまして、感謝申し上げます。私のほうから、その思いにこたえるために具体的に申し上げる時間的余裕はないんですが、アウトラインを少し申し上げますと、これまで幼小中高、名前の上では連携と言って、長年、何十年も流れてきましたが、これを振り返ってみると、かなり動的ではなくて静的なんですね。あなた任せの部分があったかどうか、これを少し揺れ動かして、ただ単に幼小中高の関係者のみじゃなくて、そこに地域の顔、地域の声、例えば幼小、小中高関係者以外の地域の皆さんの声も積極的に反映させていきながら、この北山学園構想というものを一体的にとらえていきたいなという大きな構想を持っているわけです。その具体的なことについては約1カ年をかけていろいろなノウハウを出し合う中から形にしていきたいと、こう思っております。

それからホームステイ、これは全く新しい芽出しになるんですけども、よくALTと言いますが、これ少し申し上げますと、アシスタントランゲージティーチャー。これは去年から小学校に本格的に必修事項となって、6年生に教科としてあるんです。学校の好みや地域の好みによって、取捨選択じゃなくて、これは必須事項としてあるわけです。ですから、これを小学校に実際にそれを心得て小学校の先生方がきちんと指導できるかという、なかなかその外国語指導というのは難しい。ですから、それにこたえるために国のALT事業の一環として、これまで中学校としていたALTにプラス小学校1名、これは招致して小学校専任1名、中学校専任1名、合わせて小中が同時並行で外国人を中心として外国語の指導にばっちりやってもらうと、そういう計画をしております。中学生2名と先ほど言いましたけれども、それは主としてハワイ、高校生1名はアメリカと。ハワイとアメリカ、将来的にはもう少し延ばしたいと思うんですが、やはり金がかかりますから、そこは十分財政ともやりながら、しかし、教育はある程度思い切った村の施策として金も投入するというぐらいの気持ちで抜本的に、この閉鎖的なところを打ち破っていかなないと、なかなか前に進まない。そういう思いで、今年こそ教育立村の名にふさわしい新たな歩みを構築していきたいと思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質問に答えします。

統合に伴う空き教室を活用した語学学習をやる考えはないかということですが、従来から幼稚園から低学年までの英語学習教室を中央公民館でやっております。本年度からALT2名体制になりましたので、その推移を見ながら、また小学校の先生たちの要望も聞きながら、十分検討してそのシステムを構築していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 村長も基本構想については必要性があるということで、本村は基本構想をしっかりとつくっていくということでありますので、ぜひそれは実行していただきたいなと思います。と言いますのは、その中にぜひ数字を入れた基本構想もつくっていただきたいなということであります。と言いますのは、山は登ると言っても、どういう山を登るのかによってはその装備が全然違うと思います。100メートル単位の山なのか、富士山であれば3,000メートルを超えますし、登る山によっては、その前準備が全然違うと思います。そういう観点からしますと、やはり目標をつくるのであれば、どういう目標なのかをしっかりと確定させて、その目標に到達するためにはどういうことが必要なのかと、それをちゃんと精査して準備をして、その目標に向かっていく姿勢は大事じゃないかなと思います。と言いますのは、去年来T P Pの問題で、当然、農業が基本である我が村においてはT P P反対ではあるんですけども、世界の経済の流れの中で、果たして反対反対だけで通るものなのかということも、万が一のことも想定した中で基本計画はつくっていくべきじゃないかなと思います。その目標を設定することによって今年から出てくる一括交付金も、要請もやりやすいんじゃないかなと思います。本村は将来にはこれこれこれだけの目標を設定して今やっているんだと、そのためにはこれだけの金が必要なんだと県にも要請もやりやすいし、また県に対する説得力も違うんじゃないかなと思います。そういう意味で、ぜひ、その協議会においては村民の総意を酌んで、その中でぜひその目標をつくっていただいて、村民総ぐるみでその目標に向かっていけるような体制づくりをぜひお願いしたいということで提言いたします。

それから、北山学園構想なんですけれども、その中で海外に行つての語学研修等については本村のこれからの地域づくりは、これからのグローバル化社会の中では、それに対応できる視野の広い人材が要求されてくると思います。そういう知識や体験を身につけるには、海外に出て世界での見聞を広め、外から我が日本、または我が沖縄県、我が村を見つめ直し、そこで新しい村づくりができるのではないかと思います。人材確保、人材育成が必要だと思います。そのためには語学力、特にこれからは世界の共通語となる英語は必要要素だと思いますので、世界に羽ばたく人材の育成、これは村勢要覧の中にもあります。そのためにも幼少のころから英語力が身につく環境づくりは必要だと思いますので、そのためにも今後、公営の英語塾等も考えていいのではないかなと思います。と言いますのは、話が余談になりますけれども、実は前に聞いた話ですが、ある一家がアメリカに移住いたしました。7人の家族で両親と子供5名。子供は幼稚園から中学までの5名です。アメリカに渡つた後、一番最初に英語でちゃんと会話ができるように話し始めたのが実は幼稚園生だったと。子供の中でも一番遅かったのが中学生。その後で両親という順序だったという話です。それを踏まえてもですね、幼少のころから英語に親しんでいけば英語が嫌いにならずに、ある程度話せるぐらいにはなるのではないかな、そういうことを目標に置いて、ぜひ村は幼少のころからの語学力の向上にぜひ努めていただきたいと、そういうことを提言して、それに対する見解を伺いまして、私の質問を終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

基本構想の数値目標が必要ではないかということでの御質問ですが、これは非常に必要なことだと思います。と言いますのは、基本構想の柱というか、将来の人口というのをまず幾らにするかというのがござ

います。その目標を達成するには、それぞれの目標数値というのは非常に大事なことだと思っております。これまでの3次までにつきましては、そういう数字については入っていないというのもございますが、4次構想につきましては、これはできるだけ入れられるように村長としても提言をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 石川議員の熱い思いに答えたいと思います。

今は地球は一つ、しかも地球の共通語というのは7割から8割は英語がわかればある程度いけると言われるぐらい、地球が一つの家族になってコミュニケーション能力を高めるにはまず語学力、その中でも外国語の中の英語ということが言われているわけなんですけれども、それをうたい文句にしないように、やはり目指すは本村独自の公営塾をつくって、ここで小学校、中学校、高校へとつなぐ、これこそ私は大きなこれからの本村教育の底上げのために必要なことだと思うんです。少し余談になりますが、実際、私も英語教育に長い間かかわってきて、中学からはもう遅い、グラマーが入ってきますから。この言葉というのは、本来は音なんですよね。だけど、それを何の規制の考えがなくても自然に入ってきてやるべきものを、中学だともうグラマーになって文法中心になりますから、そういった意味でもやはり早期教育、そのためにやはり公営塾というのが根っこにないと、なかなか思いは実現できない。そういう意味で今の提言をしっかりと受けとめて形にしていきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 平成24年第1回定例会に当たり、さきに通告してありました3点についての一般質問を行います。

1点目は平成24年村長施政方針についてであります。①施政方針の冒頭に沖縄振興一括交付金について「各種交付金事業を県へ要望し広く村民の声や意見を聞き、交付金事業を有効活用し全庁を挙げて取り組む」とありますが、事業の性格上横一線に並んだ沖縄県の全市町村の知恵と独創性が試される初年度に今帰仁村の具体的な施策の説明を求めます。(1)今帰仁村の事業の骨子の概要について。(2)ソフト部門の事業について。(3)ハード部門の事業について。(4)具体的な実施スケジュールについてであります。

②としては、子育て応援事業「やんばる町村ファミリーサポートセンター」内容について。(1)設立趣旨及び組織の概要。(2)具体的な事業についてお伺いします。

2点目の今帰仁村観光協会設立後の商工会及び協会への村の対応について。①平成24年2月20日に「今帰仁村観光協会」が設立されましたが、国や県の「緊急雇用創出事業」・「重点分野雇用創出事業」「地域資源活用観光ビジネスモデル事業」が採択され、今帰仁村の支援が不可欠な事業と思われませんが、同協会と商工会への推進支援策について伺います。(1)事業の内容及びスケジュール。(2)当初予算に計上された観光協会補助金352万6,000円の内容について。(3)今帰仁村観光協会・商工会連名でのブロードバンド基盤整備要請について。(4)平成23年・平成24年村有財産賃借料免除申請について。(5)今帰仁村観光協会事務所(会館)の場所及び事務員の今帰仁村からの職員の出向及び業務の内容について。

3点目の地域支え合い事業の実施について。①今帰仁村災害時要援護者登録台帳整備事業について。

(1) 今帰仁村の独居高齢者及び弱者の全区の現状について。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

①の(1) 今帰仁村の事業の骨子の概要について。平成24年度新たに創設された沖縄振興一括交付金(仮称)は、経常的経費である「沖縄振興特別調整交付金(仮称)」と投資的経費である「沖縄振興公共投資交付金(仮称)」に区分されています。いずれも、補助金等適正化法が適用され、交付要綱に基づき、沖縄振興に資する事業の中から、沖縄県が作成する「沖縄振興交付金事業計画」に基づく事業に要する費用に充てるための交付金と明記されています。

①の(2) ソフト部門の事業について。ソフト部門事業については、與儀議員への答弁のとおりであり、各課から提出されてきた要望予定事業の再整理を進めている状況で、観光、農林、水産、雇用、国際交流、福祉、教育と多岐にわたっています。交付要綱等が明らかになれば、要綱等に基づく様式にて事業計画を作成し、提出していく予定であります。

①の(3) ハード部門の事業について。沖縄振興公共投資交付金(仮称)については、現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大し創設され、既存の高率補助が適用されることになっています。これまで実施してきた投資的な補助事業のほとんどが移行するのではないかと想定しています。

まだ新設交付要綱等の事業名が明らかになっていないため、当初予算では、現時点での予算項目で計上しています。

ハード部門については、これまで同様、村担当課と県の担当部局との手続になるのではないかと考えております。

①の(4) 具体的な実施スケジュールについて。新設の交付金要綱等に基づき交付申請を行い、内示を受けた事業から随時予算計上して実施していく計画であります。

②の(1) 設立趣旨及び組織の概要について。ファミリーサポートセンター事業は、地域において育児の援助を受けた者(おねがい会員)と育児の援助を行いたい者(おまかせ会員)が行う相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業で、子育て支援交付金(次世代育成支援対策交付金)の対象事業であります。

地域の特性や創意工夫を生かし、行政と地域住民との協働事業として展開されることが望ましいとの視点のもと、自治体の直営では厳しいと予想される時間外、夜間、休日の預かり保育、また専門的知識を要する病児・病後児の預かり保育等の住民のニーズにこたえるために単独の自治体では困難と思慮されるため、北部広域町村が連携することにより、安心して子育てができるための環境整備を図り児童福祉の向上を推進することを目的とする事業です。

構成町村は、名護市と離島村を除く北部8町村「国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、恩納村」と財団法人 沖縄労働者福祉基金協会で負担金を出して設立、幹事町村は本部町が担い8町村を代表して子育て支援交付金の事務やファミリーサポートセンターとの事務調整等の事務的作業を行います。ファミリーサポートセンター事業に関する業務は、財団法人 沖縄労働者福祉基金協会に

委託して実施するものであります。

総事業費については700万円です。その内訳については、各町村の負担金は290万円、(幹事団体の本部町が341万5,000円、今帰仁村を含む他町村が36万5,000円)、子育て支援交付金290万円、沖縄労働者福祉基金から120万円でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後1時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後1時40分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 数字の訂正がございますので、訂正をしたいと思います。幹事団体の本部町が341万5,000円というふうに先ほど申し上げましたけど、34万1,500円でございますので訂正をしたいと思います。

次に(2)の①基本事業として、会員の募集、登録その他会員組織に関する業務。会員相互の援助活動の調整に関する業務。会員に対して、会員相互の援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等に関する業務。会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会に関する業務。センターの広報に関する業務。

②病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等。会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等に関する業務。安全に預かり等の活動ができるように医療機関との連携体制の整備に関する業務。早朝・夜間等の相互援助の依頼にも対応できる体制の整備に関する業務があります。

より具体的に申し上げますと、保育園の時間外や親の残業、外出時に子供の一時預かりや送迎等、軽度の病気による病児、病後児を預かる事業。また、冠婚葬祭や買い物等の外出及び利用会員の世帯の子供の学校行事の際に児童を預かること等があります。

次に、今帰仁村観光協会設立後の商工会及び協会の対応についての御質問にお答えいたします。(2)村観光協会への補助金の352万6,000円の用途の主なもの、専門員や事務員の人件費であります。そのほかは事務所運営に必要な需用費、役務費、パソコンリース料等であります。

(1)と(5)について一括答弁します。今帰仁村観光協会事務所の場所は、今帰仁村コミュニティーセンターの1階事務室を予定しております。なお、事務員の村からの職員の出向については考えておりません。

事業内容、スケジュールについて。まず、今帰仁村観光協会は任意団体であり、村は同協会の運営を支援し、各種事業について連携していきます。当然、観光振興に向けて同協会とは積極的に協働していくが、事業の内容や計画の詳細については、同協会が主体的に取り組んでいくものと考えております。

直近のスケジュールとしては、2月20日、今帰仁村観光協会設立総会。2月23日、設立記者発表会(県庁)。3月中、事務所開設準備(コミセン)。4月中、同協会会員募集開始。5月中、民泊PR用パンフレット企画、作成、配布。6月中、民泊事業説明会。

主な事業内容としては、①メディア戦略事業。②人材育成事業。③観光関連事業者(従事者)支援事業。④観光関連商品開発・実施事業。⑤観光案内業務。⑥民泊受け入れ事業。⑦体験型学習事業を予定してお

ります。

次に、(3) 今帰仁村観光協会・商工会連盟でのブロードバンド基盤整備要請について。平成24年3月7日付今帰仁村商工会会長及び今帰仁村観光協会会長名による「今帰仁村内におけるブロードバンド基盤整備について」ということで要請書が提出されております。

要請文には、地域間の是正、村内の商工関係または観光産業、地域活性化に向けての整備の重要性が記されています。

村内のブロードバンド整備とありますが、一部地域ではISDN回線での運用、またはADSL回線でありながら基地局から遠方にあるため、通信速度が遅い地域があります。しかし、近年の通信技術の向上により有線によらない無線方式でもADSL回線並みの通信が提供されています。

村内の全域を高速のブロードバンド回線に整備する場合、相当の財政負担が考えられています。今後の財政事情を検討した上での整備になると考えています。今後も商工会や観光協会と意見交換しながら対応を検討していきたいと考えております。

(4) 平成23年度・平成24年度村有財産賃借料免除申請について。村商工会事務所の使用を目的とする村有地の賃借契約につきましては、平成元年4月1日に締結され今日に至っております。

先般、村商工会より、行政と連携した諸施策事業及び観光協会の諸事業の推進を図る観点から、村有財産賃借料の免除申請がありました。

村としましては、村商工会の村有財産免除申請の趣旨を理解した上で、貸付料免除ではなく貸付料相当額をこれまでの商工会補助金の増額の形で、平成24年度から対応していきたいと考えております。

次に(1) 今帰仁村の独居高齢者及び弱者の全区の現状について。災害時要援護者登録台帳の整備事業は、災害時に家族等の支援が困難で何らかの助けを必要とする村内の75歳以上のひとり暮らし高齢者や75歳以上高齢者のみの世帯及び障害を抱えている方等が地域において、平常時の見守りや声かけのほか、緊急時や災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、支援体制を確立し、地域内で安心・安全に暮らすことができるよう、民生委員・児童委員、区長等地域コミュニティの御協力を得て、災害時要援護台帳を整備し、緊急時や災害時の避難支援に活用するものでございます。

「災害時要援護者」とは、村内に住所を有し、在宅で生活をしており、災害時に自力で避難することが困難な者として、①75歳以上の一人暮らしの方、②75歳以上のみで構成されている高齢者世帯の方、③介護保険法における介護度3～5に認定されている方、④身体障害者手帳を所持している方のうち、肢体不自由(1級～2級)視覚障害(1級～3級)聴覚障害(1級～3級)の者、⑤療育手帳を所持している方で障害程度が(A)に該当する者、⑥前各号に掲げるもののほか、災害時に支援を必要とする方。(難病患者、外国人ほか、年齢や障害の程度が該当しない方等)でございます。

災害時要援護者登録台帳への登録につきましては、災害時において地域の支援を希望する者であって、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者を今帰仁村災害時要援護者登録台帳に登録いたします。

今帰仁村の災害時要援護者の対象予定者数(75歳以上の独居高齢者、75歳以上のみの世帯員、重度の障害を抱える方、介護度3以上の方)については、今帰仁村全体総数974名となっております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質問を行います。1点目の施政方針の中の一括交付金ですが、今議会においては同僚議員二、三名から既に内容について同じような質問が出ていましたので、大体似たようなことだとは思いますが、改めて今年の1月ごろから既に各市町村には通達も行っているところではありますが、いまいち、どうもよくわかりにくいところです。今回のこの沖縄振興特別措置法の中で、いわゆる一括交付金というのは特別に沖縄振興のために、今まで10年間の北部振興等にかわるもの、これは北部だけではないんですが、新しい予算ということでもわかりにくいことではありますが、今、村長が読み上げた答弁書では少しわかりにくいところがあります。全体としては、いわゆる3,000億円近くが増額され、去年よりも127%とも書かれております。その中で、いわゆる一括交付金は1,575億円の中のソフト部分として600億円を県と市町村で50、50で割った結果、きのう、おとといの答弁にもありましたが、今帰仁村においては3億3,000万円というのが出ております。この使い道については既にほかの市町村でも出ておりまして、それから今年の30日にいわゆる法律が改正されて、今いろいろ毎日の新聞等でも新しく出てきておりまして、今帰仁村のような町村部においてはソフト部門に限ってはいわゆる100%、10割補助ができるということもできるみたいであります。いまいち、この前の答弁にもありましたが35事業ほどの導入をもう既に予定しているということではありますが、4月にならなければ実際にはその要綱も出てこないということではありますが、既にその準備はできていると思います。いまいち新しい事業に対して主なもの、とりあえずこれに関してはすぐにできそうであるというものがあれば、村長、副村長、または担当課長でも、再度その説明を求めたいと思います。どのような事業をまず優先にして行っていくか、そしてソフト部門だけではなくてハードの部門を今現在ほかの補助金ではできないようなものがどれだけあって、それに回せるかというものを再度、説明を求めていきたいと思っております。

1点目は以上ですが、2点目についての観光商工会の設立後の協会の対応についてであります。スケジュール等については先ほど答弁にもありましたとおりですが、予算の中で商工会とのいろいろ情報交換の中にも当局から2人ほどの職員の出向もあると聞いていたんですが、この答弁では職員の出向はないというふうにあります。予算書の中には観光商工事務補助として148万8,000円も当初賃金として振興費に充てております。これは賃金だけを充てて、いわゆる職員は出向しないのかどうか、その点を再度求めます。

それから、ブロードバンドの件なんですが、きょうの今の答弁では、ちょっと予算がかかるということで、いわゆるほかのブロードバンドを使わないで無線を使ったということで答弁してはいますが、12月の私の一般質問の中に同じようなことが出ていましたが、一括交付金を使って本部町、今帰仁村での対応が可能だということも村長から答弁を引き出しておりますが、そのことについては全然触れていないんですが、そのことはできないのかどうか。その3番目の協会でのブロードバンドについての答弁については再度求めていきたいと思っております。

4点目の平成23年・平成24年村有財産賃借料免除についてですが、これは直接、商工会の会長、それから事務の責任者から確認をしたんですが、村長の答弁、村長との相談の中では平成元年から平成23年ですか、現在の商工会の土地の賃貸として16万5,755円。全く同額がずっと計上されておまして、同じよう

に観光協会・商工会への補助金自体も400万円ほどあったのが今は318万7,000円ほどまでずっと下げられておまして、3年ほど前から据え置きではありますがそのまま変わってもいないということで、商工会ほうとしても、いわゆる非営利団体として村に対して多大な貢献をしていると理解しています。その中で、いわゆる予算の増額、ないしは賃借料の免除について。近年は学校跡地の無償貸与も出ておりますので、商工会としてもこの方面でできないものかということで、平成23年度から2年ほど免除要請を出した中で、今年のことに関しては村長のほうでも免除するということを確認したと聞いておりますが、これは再度答弁を求めているといえます。村長から確認をいただいたということで、今年度は免除だろうというふうに商工会のほうでもそういうふうに覚えていたらしいんですが、今回の予算書、先ほど上程されておりますが、その中には去年と同様16万5,775円上程されております。答弁の中では、これはもう免除はできないが、その分、補助金のほうで対応すると答弁しておりますが、どちらのほうにも変動はないですね。今年の観光商工会補助金も318万7,000円で、去年、一昨年と全く同様ですし、それから財産貸付収入に上程しております16万5,775円もまた金額も変わらず、いわゆる変わらないということですね、今回。これはどういうことなのか、再度答弁を求めたいと思います。今年やるということは遅いかどうかわかりませんが、これは口約束でありますので商工会に対してもこれはぜひ履行していかないといけないだろうと思いますので、これは再度答弁を求めます。

それから事務所の設置の場所については今確認したとおりですが、職員の出向については前に2人ほどの出向があると聞いていたんですが、今の村長の答弁ではそれはないということですが、それも詳細に説明を求めます。

次に、ちょっと前後しましたけれども、先ほどの子育て支援については先ほど答弁がありました。ちょっと抜かしておりますけれども、この中でですね、この事業については700万円という総事業費が出ておまして、内訳も先ほど説明がありました290万円、いわゆる290万円の町村の負担金と、同じく290万円の子育て支援金と、それから沖縄労働者福祉基金から120万円。合計700万円ではありますが、ちょっとこの数字なんですけど、きょういきなり答弁書を朝見たので、慌てて計算したので間違っているかわかりませんが、計算がどうも合わないものですから、再度この説明を求めたいと思いますが、まず先ほど村長の答弁にありました290万円の内訳に幹事団体の本部町が34万1,500円、それから今帰仁村を含めた町村が36万5,000円のいわゆる7町村ですね。これを計算したら290万円にならないんですよ。ちょっと計算してみて、この差額。それから、8町村ということは国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、宜野座村、金武町、恩納村となっています。その中で一番大きいのが多分、本部町だということで幹事団体と書いていますが、大きいところは当然、その負担も大きいだろうと思ったんですが、この中によると幹事団体は34万1,500円、今帰仁村は36万5,000円、ほかもみな同じです。これはどういうことなのか。同等なのか、あるいは事務費が入っているのか。それから、今言った290万円の中に入っていない。総務課長、計算してみてくださいね。290万円の合計が34万1,500円プラス36万5,000円掛ける7をしたときにならないですね。そこのところは再度説明を求めます。それから、この組織なんですけど、結局8町村という非常に広域にわたる町村のいわゆる広域事務になると思うんですが、事務局は多分は本部町に置くと思うんですが、その各町村の出向とかですね、どこの課のだれが担当して、どんなことをするか。事業内容は今書い

てであるとおりでありますが、会員の募集とかいろいろあります。具体的にはそこに、その町村会は出向していくのか、あるいは別の方法があるのか、そここのところの詳しい説明ですね。どういったメリットがあるのかですね。この中には（おねがい会員）とか（おまかせ会員）というふうに書かれておりますが、どういった特権で広域するメリットがあるのかですね。それから国頭村から今帰仁村、本部町、それから金武町、宜野座村という広域にわたる中で、どのようなサポートができるのか、もう少し詳細に説明を求めたいと思います。

それから、最後の地域支え合い事業についてなんですが、これは初めて聞くことなので、資料を先ほど請求した中に、今ありましたとおりで974名、この資料と少し違うんですが、調査は、いわゆる19字に民生委員・児童委員、それから各区長。いないところは区長に依頼をして、いわゆる調査をして75歳以上の独居者または世帯のみ、それから重度3以上の障害者とか、そういった、いざ災害があったときの緊急助け合いのための登録台帳整備という新しい事業と聞いています。実際に調査員の方にもお伺いしたんですが、自分の足で自分の区域を回って確認をして、ここの中にあるとおりでなんですが、調査数が990ということと、3月19日、いわゆるおととい現在で663となつてはいるんですが、これは課長にお尋ねしますが、実際にこれは登録者ではないと思います。聞いてみたら、やはりそれぞれの地区に住んでいる人たちは気位が高いというか、登録はしないでもいいという人が大部分だと聞いています。そうするとですね、この目的は、いわゆるその災害時には例えば見た目は頑丈な人であっても実際にはそうではないという人も多いわけですから、この目的はいわゆる災害時に要援護者として登録しておいて、それぞれの部署、あるいは消防なりまたは役場なりにいつでも連絡して、何かがあったときには救助に向かえるという体制をつくるのが目的だと思っております。しかしながらそうすると、もし最終的に登録者が思ったよりも少なくなつた場合ですね、この事業を遂行するとき果たしてどこまで行けるのか。こういうときはどういうふうに対応するか。だから、この範囲をどこまで絞るかですか。人は見た目ではその人、弱者の度合いというのはわからないわけですから、一律の網をかぶせて75歳以上であればみんな入れるのか、それとも本当に登録していいという人だけやるのか、そここのところまで。始まったばかりの事業なので、ちょっと答えにくいと思うんですが、せめてこの中に登録してもいいという数が何名ぐらいいるのか。これがまだ出ていないものですから、もし数が出ていればそこを。それと実際に何月ぐらいからこれを実施していくのかについて、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは寛政議員の質問にお答えいたします。

まず、沖縄振興一括交付金の件でございますけれども、少し概要を申し上げながらいきたいと思っております。まず、寛政議員からもありましたけれども、このたびの平成24年度沖縄振興一括交付金については平成24年度の内閣府沖縄関係予算ですね、これが2,937億円ということで決定しまして、内訳として沖縄振興一括交付金、これが1,574億円。そのうちの沖縄振興特別調整交付金が803億円。それから沖縄振興公共投資交付金が771億円ということで、さらに沖縄関係では沖縄北部連携促進特別振興事業費ということで25億円というような内訳でございます。さらにですね、今、特に注目されております特別調整交付金について803億円のうち市町村の配分が303億円ということで、配分方法はいろいろありますけれども、沖縄県振興

市町村協議会で協議決定した配分の額が本村は3億3,000万円ということになっているわけでありまして、そういう状況の中です、取り急ぎ今年の1月の年明けに県のほうから早い時期に、1月の早い段階で事業実施を計画して提出するようという通知がございまして、取り急ぎ各担当職員も全力を挙げて事業の実施計画を作成しまして、とりあえず36事業を提出したところであります。そういう中ではございますけれども、非常に一括交付金の中の調整交付金についてはですね、沖縄の特殊性が一つの条件ということでありまして、その採択については非常に厳格にされているということで、県のほうでは特に観光関連事業ですね、沖縄県の地域特性、これを理論構成していくのは観光関連事業が一番いいのではないかとということで、県のほうも観光関連事業に重点を置いているようであります。したがって、村としましてもまだ各市町村から提出されたものを取りまとめて県は国に要請するという段取りがありますので、4月の初旬までには県とやりとりをしながら、沖縄の地域性が国に理解できるような内容の事業計画を提出していくということで、本村においても県の事業立案相談室とも連携・相談を受けながら、県が理解できるような観光関連事業を中心として35種事業を新たに再検討しながら、今、県に提出できるように努めているところであります。

それとあとハード事業についてはですね、これについては御承知のとおり公共投資交付金ということで、これは従来のハード事業なので、入ってくるということでありまして、特に今、沖縄の特殊性とかソフト事業みたいには厳格ではないというものもございまして。そういう状況で、可能な限り本村の実情が、特性が反映されるような形でですね、全事業が採択されるように全力を尽くしていきたいと思っています。

あともう一つはですね、ブロードバンドの整備でございまして、去る3月15日にも商工会と、それから観光協会との意見交換がありましたけれども、その中でも、やはり要請のあった内容について、再度検証しながら今後の対応についていろいろ検討したところであります。そういうことで一括交付金にはちょっと県のほうも、これについては採択されるにはちょっと条件的に厳しいものがあるのではないかとということで、北部連携事業ですね、先ほど申し上げた沖縄北部連携促進事業特別振興事業費ですね。この中で北部連携事業という形で、特に本部町と今帰仁村は今、条件が同じ条件でありますので、十分連携しながら北部地域の中でブロードバンド関係についても整備していきたいと考えております。

それから、もう一つ、商工会からの村有財産貸借免除申請についてでございまして、この村有財産の免除についてはですね、お互いの条例の中でも財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例がございまして、その中で、これは第4条ですけども、次の各号1つに該当するときは無償等で貸し付けすることができるというのがありまして、その中に公共団体または公共的団体というのがあります。商工会等につきましては地方自治法の解釈上も公共的団体に当たるといふふうに言われています。そういうことで、この貸付料の免除については、やはり公共的団体であっても公共的団体が実施する事業が村の事務事業と関連性が認められる場合、あるいはまた当該団体の事業目的が公共性、それから公益性を有し、村の施策に適合し村の行政運営に資するものと認められるものという形で、まさに商工会については行政と連携をした事業ということで要請にもありましたので、その面からすると貸付料の免除は相当と思われまして、しかしながら、いろいろ行政監査等で他府県の、あるいはまた国等の行政監査等においては、やはりそのような財政援助をする必要があるような団体については普通財産の貸付料の免除ではなくてですね、やは

り補助金等で対応するのが適当であるという考え方がありまして、議員がおっしゃるように当初予算において確かに貸付料も計上してありますし、それから補助金についても前年度並みということでもありますけれども、これについてはいろいろ検討する中で対応という考え方から、とりあえず貸付料については、そういう考え方からすると当然計上しまして、補助金については年度途中での補正等によって対応も可能でありますので、そういう形で補助金の増額で対応していきたいと、そのように考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時15分)

総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 大変失礼いたしました。答弁漏れがございました。それではですね、ソフト事業の今回の内訳でございますけれども、まずは3億3,000万円の配分金でございますけれども、これの20%の負担分6,600万円を合わせると、総事業費が3億9,600万円の総事業費という県の解釈でございます。そういう中で35種の事業、観光関連事業が19ございまして、それから教育関連が4、それに農業関係が2です。その他が8ということで、主に観光関連産業を位置づけて、この中にいろいろな事業を網羅していく形のほうがいいのではないかという県の指導もございますので、事業の構成はそういう形になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。質問としましては村の観光協会の事務局体制についての質問だったかと思っておりますけれども、御指摘のとおり2名を予定しております。事務局員をですね。1名は専門員、1名は事務補助ということで、2名を予定しております。その手当はどうするかといいますと、先ほどの予算の中で賃金、それには充てません。最初の答弁でも申し上げましたように補助事業ですね、緊急雇用創出事業の中で重点分野雇用創出事業、それが補助事業の1つです。それと、村の補助です。これが単独で352万6,000円。この2つで手当てをしてですね、専門員1名と事務員1名という2人体制で事務局体制はとっていきたいということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質問にお答えします。

まずファミリーサポート事業の展開について。子育て支援事業の関係についての御質問にお答えいたします。まず、質問の概要としましては、なぜ幹事団体が本部町なのかと、あと総事業費700万円の詳細についてと、活動の詳細の概要についての御質問だったかと思っております。まずファミリーサポート事業の展開までの流れとしましては、ファミリーサポートセンター事業に関する負担金に関する協定書を本部町を甲、幹事団体として他の町村を乙としてですね、負担金に関する協定書を結びます。その後、北部8町村ファミリーサポートセンター事業の実施について。事業の内容について、その関係については北部8町村長を甲として、あと事業実施を受けるというか委託先の団体、財団法人沖縄労働者福祉基金協会を事業運営主体としまして、事業運営に関する委託契約を結びます。その事業開始につきましては平成24年4月1日から平成25年3月31日までの予定で委託をしていく予定でございます。総事業費の700万円の内訳につきましてですけども、委託料金、まず平成24年のこの運営事業としましては700万円を予定しております。

まず、現在、沖縄やんばるファミリーサポートセンター、今、名護病院の後ろの労働金庫のそばにあるわけですが、そこのほうが今、独居の事務局としてやっております。そこの負担金が120万円。その他700万円から120万円を引いた残りの2分の1ですね。子育てソフト交付金が2分の1ありますので、その2分の1の残りを8町村で分担し合います。それが36万2,500円になります。それに伴う事務的経費、幹事団体の本部町のほうがそのソフト交付金の事務事業を行いますので、3,000円掛けるの事務費負担金としまして3,000円ですね、各町村持ちます。それから、その7町村が3,000円ずつ持ちますので、2万1,000円を本部町の負担すべき36万2,500円から引きまして、事務費から入りますので…。訂正します。36万5,500円から2万1,000円を引いた残り34万1,500円が幹事団体の持ち分です。その他の7町村につきましては36万5,500円です。なぜ広域とするかというメリットに関しましては、ソフト交付金事業、基本的な事業で100名から300名の事業、会員登録しまして事業運営した場合に10ポイントというポイントがあります。1ポイント10万円という計算でされます。ソフト交付金の事業概要ですね。あと、病児対応強化モデル事業としまして平成24年59件予定してまして12ポイント。それから近隣町村会員の受け入れ。近隣町村といいますと離島から来た場合に受けないということではいきませんので、その辺についても5ポイント。ひとり親家庭の支援としまして2ポイントという加算制。合計29ポイントの事業を展開する計画で290万円を交付金としての事業対応として考えます。その他残りの290万円を先ほど申し上げました北部8町村で負担し合って持つものでございます。事業のメリットとしましては1町村で賄うにはもっと多く予算的にかかりますということで、名護市は独自に持ってございます。その他持っていない国頭村、東村、大宜味村、今帰仁村、本部町、金武町、恩納村、宜野座村で昨年主管する課長、村長含めて協議してそういったぐあいになった次第でございます。費用対効果の面でそのほうが得策だということでやりました。あと、今帰仁村災害時援護者登録台帳の件につきましてですけれども、先ほど議員の指摘がありました900、当初の計画で2月5日から調査が始まって、3月25日まで調査を今やっている途中でございますけれども、3月19日現在で663名の方の調査票の回収ができています。その中で、確かに登録していいというものの整理がまだできておりません。登録していいという内容につきましては個人情報ですね、私はこの事業にもしものときをお願いしたいという本人の承諾書を持った上で登録していく予定でございます。それがまだ詳細な、75歳以上の方がどれだけ、75歳以上の高齢者のみの方々がどれだけ、その他介護保険の3～5の認定の方々がどれだけ、重度の障害者がどれだけという詳細な分析がまだできていないような状況でございます。その他独居で、どうしてもその他の事項でどうしても緊急の際にお世話にならなければならないというところにつきましては随時これから整備して緊急時、災害時に支障を来さないように地域の支援を得られるように体制を整えていく予定でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 失礼しました。答弁漏れがあったようでございますので、お答えいたします。

事務局体制につきまして、市町村からの出向があるのかということでございますけれども、市町村から

出向はございません。沖縄ファミリーサポートセンターの事務局の業務を委託するというごさいます。あと、支援体制につきましては各町村にサブリーダーを養成しまして、支援体制に持っていく予定でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時27分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっと駆け足でやらないといけないなと思うんですが、実際、この振興基金についてはまだまだちょっとわかりにくいところがあるんですが、ちょっと時間がないんですが、この35の事業ですね。36なのか。後で資料を全部いただきたいと思ひますので、これを求めたいと思ひます。本当は3つか4つに絞ってでもよかったんですが、たくさんあるということで、本当に4月に間に合うのかどうか、それは危惧しているところでありますので、ぜひ資料を。それから、村長の先ほどの賃借料については確かに公共の土地、できるところだけやって、できないということにはならないと思ひます。今現実にそういうふうになっているんです。今は余り時間がないんですが、兼次小の中にも、例えば体育館、図書館、これは一昨年までちゃんと上程していたんですが、今年からはないですね、それも。そういうところも、いわゆる不公平があるんじゃないかと思ひているわけです。金額の大きさとかには関係なく。これは調べればわかると思ひますが、今、図書館は上程されていませんね、今年の財産貸付収入の中には。ですから、今、総務課長から答弁がありましたけれど、この団体はほかにもあるからできないというのであれば、全部一律にすればいいわけですよ。奥はだって実際、今は無償で貸付していますでしょう。それから兼次の小学校の中にある中学校ですか、もともとある図書館、今年、去年からもう既に取っていません。金額には関係ないと思ひますよ。そういったのは統一して、同じ団体であっても公共性を保てるような行政をぜひこれからもやっていただきたいと思ひます。たくさん一遍に挙げたものですから、答弁は全部できないと思ひますが、村長には再度、この辺は商工会のほうにも今年できるものだと期待していたら、結局、予算の配分は変わらないし、賃借料も同じよう来ている。何のために毎年陳情しているのかもわからなくなりますので、今回この3月議会で答弁がありましたので6月議会には補助金の増額に盛りられるということを再度、村長の答弁。それから今の公有財産の公平な貸し付け、それについても求めたいと思ひます。それから、先ほどの福祉保健課長の答弁ですが、ファミリーサポートの件は理解しています。幹事団体が安いという理由が全然今なかったので、ただ、これに事務費がどうのこうのとあるんですが、36万5,000円掛ける7プラス34万1,500円が290万円にならない理由を聞いたんですよ。細かいこのこれじゃなくて。この3点ですね、村長、それから課長、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 商工会の村有財産賃借料の免除でございますが、この件につきましては先ほど総務課長から答弁がありましたように、賃借料の免除よりは補助金の増額の形で助成をしていきたいということであります。それから、不公平があるのかなということがありましたけど、平成22年3月議会で学校跡地利用に関する条例を改正して、学校跡地については無償で貸し付けができるというふうに条例を改正しているわけであります。そういう意味で、そういうこともございますので御理解をいただきたいと

思っております。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 大変申しわけございませんでした。先ほど村長の答弁の中で、その内訳につきまして36万5,000円と答弁したところでございますけれども、36万5,500円がその他の町村の負担分となりまして、トータルで290万円の負担金総額になります。幹事団体が安い理由につきましては、子育て支援交付金、それからファミリーサポート支援センターとの事務連絡調整等の事務的負担を軽減することで、他町村が3,000円ずつ負担し合って、2万1,000円の事務負担軽減ということでの理由でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 申し上げます、3月22日の会議は諸般の都合によって特に午後1時半に繰り下げて開くことといたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後2時34分)